

厚生労働省における事後評価の実施に関する計画（案）
（平成 25 年度）

平成 25 年●月●●日
厚生労働大臣決定

厚生労働省における事後評価の実施に関する計画 (平成25年度)

目 次

第1 はじめに

第2 計画期間

第3 政策体系及び評価予定表

第4 事後評価の対象及び評価の方法

第5 事後評価の実施

第6 学識経験を有する者の知見の活用

第7 評価結果の政策への反映状況の公表

第8 その他

別紙1 政策体系及び評価予定表

別紙2 事業評価予定一覧

別紙3 成果重視事業一覧

厚生労働省における事後評価の実施に関する計画 (平成 2 5 年度)

第 1 はじめに

本計画は、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成 1 3 年法律第 8 6 号。以下「法」という。）第 7 条第 1 項の規定に基づき、「政策評価に関する基本方針」（平成 1 7 年 1 2 月 1 6 日閣議決定。以下「基本方針」という。）及び「厚生労働省における政策評価に関する基本計画（第 3 期）」（平成 2 4 年 3 月 3 0 日厚生労働大臣決定。以下「基本計画」という。）を踏まえて、平成 2 5 年度に実施する事後評価の対象、評価の方法等を明らかにするものである。

第 2 計画期間

本計画の対象期間は、平成 2 5 年 4 月 1 日から平成 2 6 年 3 月 3 1 日までとする。

第 3 政策体系及び評価予定

施策体系における各施策目標の測定指標、目標値（達成水準・達成時期）及び事務事業等を別紙 1 のとおり定める。

第 4 事後評価の対象及び評価の方法

事後評価の対象及び評価の方法は以下に掲げるとおりとする。

1 政策体系に基づき対象とする政策（基本計画第 7 の 1（1）関係）

政策体系の施策目標については、毎年度、評価又は指標のモニタリングを行う。平成 2 5 年度において評価を行う政策及び評価の方法は、前年度の別紙 1（政策体系及び評価予定）のとおりとする。

加えて、指標のモニタリングの結果（以下「モニタリング結果」という。）により評価の必要が生じた施策目標について、実績評価方式、総合評価方式又は事業評価方式のうちから適切に選択した評価方式により評価する。なお、この場合の具体的な対象及び評価の方法は、政策統括官付政策評価官室（以

下「政策評価官室」という。)が、当該政策の担当部局(大臣官房の各課を含む。以下同じ。)及び査定課(大臣官房会計課及び大臣官房人事課)と調整の上、定めることとする。

2 研究開発(基本計画第7の1(2)関係)

「国の研究開発評価に関する大綱的指針」(平成20年10月31日内閣総理大臣決定)に基づき、総合科学技術会議において事後評価の対象とすることとされた研究開発について、原則として事業評価方式により評価することとする。

3 公共事業(基本計画第7の1(3)関係)

個々の公共事業であって、「水道施設整備事業の評価の実施について」(平成23年7月7日付健発0707第1号。以下「水道施設整備事業評価実施要領」という。)で定めるところにより事後評価の対象とすることとしたものについて、原則として事業評価方式により評価することとする。

4 事前評価を実施した政策(基本計画第7の1(4)関係)

事前評価の実施後、一定期間が経過した事業のうち事後評価の対象とするものは、別紙2のとおりとし、事業評価方式により評価することとする。

加えて、事前評価を実施した政策のうち、事前評価の際に設定した評価指標の推移、政策効果の発現時期を参考にして評価の必要が生じたものについて、事業評価方式により評価する。なお、この場合の具体的な対象及び評価の方法は、政策評価官室が、当該事業の担当部局及び査定課(大臣官房会計課)と調整の上、定めることとする。

5 政策決定後5年間で決定した時点で未着手のもの及び政策決定後10年間で経過した時点で継続中のもの(基本計画第7の1(5)関係)

個々の公共事業であって、「水道施設整備事業評価実施要領」で定めるところにより事後評価の対象とすることとしたものについて、原則として事業評価方式により評価することとする。

6 成果重視事業(基本計画第7の1(6)関係)

事後評価の対象とする成果重視事業は、別紙3とし、原則として事業評価方式により評価することとする。

7 租税特別措置等(基本計画第7の1(7)関係)

租税特別措置等(法人税、法人住民税、法人事業税)について、実績評価方式、総合評価方式又は事業評価方式のうちから適切に選択した評価方式により評価する。なお、具体的な対象及び評価の方法は、政策評価官室が、当

該政策の担当部局及び査定課（政策統括官付社会保障担当参事官室及び政策統括官付労働政策担当参事官室）と調整の上、定めることとする。

8 閣議決定等（基本計画第7の1（8）関係）

1から7までに掲げるもののほか、閣議決定等の内閣の基本方針に基づき政策評価の対象とするものについて、実績評価方式、総合評価方式又は事業評価方式のうちから適切に選択した評価方式により評価することとする。

なお、この場合の具体的な対象及び評価の方法は、政策評価官室が、当該政策の担当部局及び関係する査定課と調整の上、定めることとする。

第5 事後評価の実施

1 指標のモニタリング

（1）担当部局は、施策目標のうちモニタリングを実施することとされているものについて、設定した指標についてモニタリング結果を、部局のとりまとめ課で確認の上、政策評価官室が定める期限までに査定課及び政策評価官室に提出する。

（※ 査定課とは、組織・定員要求を伴う政策については大臣官房人事課、予算要求又は財政投融资資金要求を伴う政策については大臣官房会計課、税制改正要望を伴う政策については政策統括官付社会保障担当参事官室及び政策統括官付労働政策担当参事官室をいう。以下同じ。）

（2）査定課は、モニタリング結果を参考に査定を行い、組織・定員要求、予算要求、税制改正要望等に反映する。

（3）政策評価官室は、モニタリング結果を確認の上、とりまとめ、公表する。

2 実績評価方式による評価

（1）担当部局は、施策目標のうち実績評価を実施することとされているものについて、施策目標ごとに指標の達成度を中心として評価を実施し、評価結果を評価書等（法第10条に規定する評価書及びその要旨をいう。以下同じ。）としてとりまとめ、部局のとりまとめ課で確認の上、政策評価官室が定める期限までに査定課及び政策評価官室に提出する。

（2）査定課は、評価書等を参考に査定を行い、組織・定員要求、予算要求、税制改正要望等に反映する。

（3）政策評価官室は、基本計画第8の2に定める「政策評価に関する有識者会議」（以下「有識者会議」という。）の下に設置した労働・子育てワーキンググループ、医療・衛生ワーキンググループ及び福祉・年金ワーキンググループ（以下「各WG」という。）及び査定課の指摘等を踏まえて担当部局等が修正を加えた評価書等を確認の上、とりまとめ、公表する。

3 総合評価方式による評価

- (1) 担当部局は、政策体系のうち基本目標ⅩⅢ及び総合評価を実施する必要が生じたものについて、当該政策の問題点の把握、原因の分析等を中心に評価を実施し、評価結果を評価書等としてとりまとめ、政策評価官室が定める期限までに査定課及び政策評価官室に提出する。
- (2) 査定課は、評価書等を参考に査定を行い、組織・定員要求、予算要求、税制改正要望等に反映する。
- (3) 政策評価官室は、査定課の指摘等を踏まえて担当部局等が修正を加えた評価書等を確認の上、とりまとめ、公表する。

4 事業評価方式による評価

- (1) 担当部局は、事業評価を実施するものについて、評価を実施し、評価結果を評価書等としてとりまとめ、部局のとりまとめ課で確認の上、政策評価官室が定める期限までに査定課及び政策評価官室に提出する。
- (2) 査定課は、評価書等を参考に査定を行い、組織・定員要求、予算要求、税制改正要望等に反映する。
- (3) 政策評価官室は、査定課の指摘等を踏まえて担当部局等が修正を加えた評価書等を確認の上、とりまとめ、公表する。

第6 学識経験を有する者の知見の活用

実績評価書の作成に当たって、学識経験者等の高度の専門性や実践的知見の活用を図る観点から、政策評価官室は、6月に開催する各WGにおいて、実績評価書（案）の意見聴取を行うこととする。なお、各WGにおいて意見聴取を行う実績評価書（案）は、基本計画第7の1（1）ロに基づき作成した全実績評価書（案）及び基本計画第7の1（1）ハに基づき作成した実績評価書（案）の中から政策評価官室が各WGと調整の上、対象としたものとする。

それ以外の実績評価書（案）については、基本計画第8の1の考え方に基づき、担当部局において、有識者から意見聴取を行うものとする。

また、政策評価官室は、年度末を目処に有識者会議を開催し、次年度の政策評価の実施に関する意見聴取等を行う。

第7 評価結果の政策への反映状況の公表

担当部局及び査定課は、評価結果を、新たな政策の企画立案（組織・定員要求、予算要求、税制改正要望等を含む）、既存の政策の見直し・改善に反映させるための情報として活用する。また、担当部局は、平成25年度に実施した政策評価の結果の政策への反映状況について、9月上旬を目途に政策評価官室に報告する。

政策評価官室は、それらの反映状況を確認の上、とりまとめ、公表する。

第8 その他

1 政策評価の継続的改善

政策評価官室は、政策評価制度全般の改善・充実を図るため、他府省、地方公共団体等及び外国の状況に関する知識などの政策評価に関する情報を幅広く収集し、政策効果の把握の手法等の調査、研究及び開発を積極的に進めることとする。

2 職員の資質の向上

政策評価官室は、職員の資質の向上を図るため、収集した政策評価に関する知識や経験等を担当部局等に適宜提供するとともに、必要に応じて、政策評価に関する説明会を開催する。

3 本計画の改正

本計画については、厚生労働行政を取り巻く環境の変化、法、基本方針又は基本計画の変更等を踏まえ、必要に応じて改正を行うものとする。

4 厚生労働省における政策評価実施要領

本計画に定めるもののほか、事後評価の実施に関し必要な事項は、「厚生労働省における政策評価実施要領」に定める。

「厚生労働省における事後評価の実施に関する計画（案）（平成25年度）」別紙1

①労働・子育てWG関係

(厚生労働省25(Ⅲ－2－1)

* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名	労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること（施策目標Ⅲ－2－1）				担当部局名		労働基準局安全衛生部		作成責任者名		計画課長 井内雅明 安全課長 半田有通 労働衛生課長 椎葉茂樹 化学物質対策課長 奈良篤														
施策の概要	この施策は、労働災害防止対策等を推進するために実施している。				政策体系上の位置付け		基本目標Ⅲ ディーセントワークの実現に向けて、労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること 施策大目標2 安全・安心な職場づくりを推進すること 2－1 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること																		
予算書との関係	この施策は、予算書の以下の項に対応している。 （項）安全衛生対策費【平成25年度予算額：15,472,761千円】				関連施策		基本目標Ⅰ（安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること）の施策大目標10（妊産婦・児童から高齢者に至るまでの幅広い年齢層において、地域・職場などの様々な場所で、国民的な健康づくりを推進すること）の施策目標（安全・安心な職場づくりを推進すること）は同一のものである。																		
施策の背景・枠組み （根拠法令、政府決定、関連計画等）	労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づき、労働災害の防止のための危険防止基準の確立、責任体制の明確化及び自主的活動の促進の措置を講ずる等その防止に関する総合的計画的な対策を推進することで職場における労働者の安全と健康を確保することを図る。 また、同法に基づく第12次労働災害防止計画（平成25年度～29年度）によって、労働災害の一層の減少を図るため、労働災害や業務上疾病発生状況の変化に合わせた対策の重点化を行うとともに、行政、労働災害防止団体、業界団体等の連携・協働による災害防止の取組を図る。								政策評価実施予定 時期（評価予定表）		<table><tr><td>2 4</td><td>2 5</td><td>2 6</td><td>2 7</td><td>2 8</td></tr><tr><td>モ二</td><td>モ二</td><td>実績</td><td>モ二</td><td>モ二</td></tr></table>					2 4	2 5	2 6	2 7	2 8	モ二	モ二	実績	モ二	モ二
2 4	2 5	2 6	2 7	2 8																					
モ二	モ二	実績	モ二	モ二																					
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値		最新値	年度	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠																
1 労働災害による死亡者数	1,046 ※速報値のため、確定値が出た後に修正予定	平成24年	889 ※速報値より算出しているため、確定値が出た後に修正予定	平成29年	—	—	1,024 ※震災直接原因分除く	平成23年	日本の労働災害による死亡者数は、長期的には減少傾向にあるが、依然として年間1000人を越える方が労働災害に被災して亡くなっている。こうした現状を踏まえ、死亡災害を少しでも減らし、誰もが安心して健康に働くことができる社会を実現するため、取組を強化する必要がある。 このような状況の中、平成25年2月25日に策定された第12次労働災害防止計画に「平成29年までに、労働災害による死亡者数を15%以上減少（平成24年比）」という目標が掲げられたことに基づいて目標設定している。																
2 労働災害による死傷者数 （休業4日以上）	114,458 ※速報値のため、確定値が出た後に修正予定	平成24年	97,289 ※速報値より算出しているため、確定値が出た後に修正予定	平成29年	前年と比して5%以上減少させること	前年と比して5%以上減少させること	117,958 ※震災直接原因分除く	平成23年	日本の労働災害による死傷者数は、長期的には減少傾向にあり、平成21年に過去最小となったが、その後、平成22年以降は3年連続で増加している。こうした現状を踏まえ、労働災害を少しでも減らし、誰もが安心して健康に働くことができる社会の実現に向けて、労働災害防止の取組を強化する必要がある。 このような状況の中、平成25年2月25日に策定された第12次労働災害防止計画に「平成29年までに、労働災害による死傷者数（休業4日以上）を15%以上減少（平成24年比）」という目標が掲げられたことに基づいて目標設定している。																
測定指標	目標				測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠																				
3 —	—				—																				
（参考）測定指標	平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		—														
4 —	—		—		—		—		—																

達成手段 (開始年度)		補正後予算額(執行額)		25年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要	達成手段 の目標 (25年度)	施策目標達成への寄与の内容
		23年度	24年度					
(1)	労働安全衛生等事務費	261百万円 (217百万円)	222百万円 (未集計)	212百万円	—	労働者の安全衛生を確保するためには、適切な労働安全衛生対策を推進する必要があり、労働安全衛生対策を実施するにあたって必要な書籍やコピー用紙などの消耗品等を本省、労働局、労働基準監督署にて購入するものである。	・労働安全衛生対策のために必要となる消耗品等について、コスト意識を持ち、経費の節約に努める。	測定指標1および2の達成に向けて行政を運営する上で、必要な経費である。
(2)	安全衛生施設整備等経費	395百万円 (332百万円)	202百万円 (未集計)	168百万円	1、2	安全衛生施設(日本バイオアッセイ研究センター、大阪安全衛生教育センター、建設業安全衛生教育センター、安全衛生総合会館、産業安全会館、大阪労働衛生総合センター、安全衛生技術センター(北海道・東北・関東・中部・近畿・中国四国・九州)の計13施設)のうち、施設が毎年実施する保全実態調査及び国土交通省による実態調査等により、重要度・緊急度等を調査した上で、施設を適切に運営できるよう、特別修繕が必要なものを計画的に修繕する。 平成25年度においては、我が国で唯一、化学物質についての動物の長期吸入有害性調査等を実施している「日本バイオアッセイ研究センター」(以下「センター」という。)の施設整備等を実施する。	センターの吸入実験装置等の整備と建物付帯設備工事を実施し、センターの主たる業務である動物による短期・長期吸入試験を円滑に行う。	化学物質の短期・長期吸入試験を円滑に行うことで、化学物質の有害性を事前に把握し対策を講じることが可能となるため、国内の労働災害及び職業性疾病の予防につながり、測定指標1及び2に寄与すると見込んでいる。
(3)	日中安全衛生プラットフォーム事業 (平成24年度)	—	6百万円	6百万円	1,2	年に1度、日中間で局長級をトップとする政策対話を実施し、安全衛生政策に関する情報交換・意見交換、日中間で生じている事案についての協議等を行う。 また、政策対話の実施に併せて、専門家も交えて安全衛生をテーマとするシンポジウムを開催する。	・政策対話とシンポジウムを1回以上開催する	中国は、日本最大の貿易相手国で、進出企業数も世界第一位であるが、安全衛生水準は低く、規制・監督体制も不十分なため、日本では使用等が禁止されている有害物質を含有する製品が中国から輸入され、日本国内で発見されるというような事案が発生し、日本の安全衛生にも影響を及ぼしている。このため、定期的に中国側関係当局と協議・意見交換を行う場を設け、両国間で相互に影響を及ぼす安全衛生に係る問題について、規制・制度改善を含む中長期的な視点から意見交換を行うことで、輸出品等に係る国内の労働災害、職業性疾病の予防を図り、測定指標1及び2に寄与すると見込んでいる。
(4)	産業医学振興経費 (昭和53年度)	5,453百万円 (5,328百万円)	4,998百万円 (4,998百万円)	5,012百万円	1,2	産業医科大学に対する助成、修学資金の貸与を行うとともに、産業医の資質の向上、産業医学に関する研究の促進等を図り、もって産業医学の振興と職場での労働者の健康確保の充実に資する。	・産業医研修事業受講者数を25,000人以上にする。 (研修後のアンケートで、有用であった旨の回答の割合を、全回答者数の85%以上にする) ・産業医資格取得希望者のための研修参加者を550人以上にする。 (研修後のアンケートで、有用であった旨の回答の割合を、全回答者数の85%以上にする)	過重労働による過労死・過労自殺が増加しているため、法律に基づき事業場での労働者の健康確保を担う「企業のホームドクター」である産業医の活動が強く求められ、また、メンタルヘルス等高度な専門性を持った産業医の育成が急務となっている。産業医学振興財団の実施する産業医の資質・能力向上、産業医学に関する調査研究・情報発信、産業医科大学への助成等の事業に対し補助をすることで、産業医学の振興を図り、測定指標1及び2に寄与すると見込んでいる。

	(5)	労働災害防止対策費補助金 (昭和39年度)	1,844百万円 (1,484百万円)	1,516百万円 (1,516百万円)	1,377百万円	1.2	労働災害の防止を目的として設立された労働災害防止団体等に対し補助金を交付し、作業現場等の実態に即したきめ細かい労働災害防止活動の進展を図る。	・労働災害防止団体及び船員災害防止協会が実施する現場指導等事業場等数を18,900事業場以上とする。 (安全衛生水準向上に効果があったとした事業場等の割合を80%以上とする。) ・労働災害防止及び船員災害防止に関する教育研修等受講者数を62,700人以上とする。 (災害防止に効果があったとした者の割合を80%以上とする)	労働環境の急激な変化によって多発し、重大化傾向もある労働災害を防止するためには、事業主による自主的な労働災害防止活動が不可欠である。各種労働災害防止協会が事業主の自主的な取り組みを側面から支援することで、測定指標1及び2に寄与すると見込んでいる。
	(6)	中小零細規模事業場集団へのリスクアセスメント研修等実施経費 (平成25年度※組み替え新規)	137百万円 (99百万円)	168百万円	106百万円	1.2	中小零細規模事業場においては、リスクアセスメントを適切に実施できるノウハウやこれを担う人材が十分ではないため、中小零細規模事業場においてリスクアセスメントが円滑に導入・実施されるよう、以下の支援等を行うことにより、中小零細規模事業場における労働安全衛生水準の向上等を図る。 (1) あんぜんプロジェクトの推進と労働災害情報コンテンツのホームページ上での一元管理 (2) 災害多発業種の中小零細規模事業場集団へのリスクアセスメント研修の実施 (3) 機械のリスクアセスメント等の研修教材の作成や研修会の実施 (4) 災害事例等の作成 (5) 安全シンポジウムの実施	・ホームページ(安全プロジェクト・職場のあんぜんサイト)のアクセス件数を1,100万件以上確保する。 ・リスクアセスメントに係る研修を開催し、2000名以上を参加させる。(リスクアセスメント研修会の参加者について、今後リスクアセスメントに継続的に取り組むうえで有用であった旨の評価を80%以上得る。)	最近の厳しい経済情勢により企業での安全衛生管理活動の後退が懸念される中で、民間のみでは実施が困難な事業を国が支援することで、事業場の安全力の維持・向上を図り、労働災害の減少に繋げていくことから、測定指標1及び2に寄与すると見込んでいる。
	(7)	墜落・転落災害等防止対策推進事業 (平成23年度)	75百万円 (43百万円)	62百万円	58百万円	1.2	建設業と造船業で発生率の高い、墜落・転落災害について、両業種での防止措置の徹底を図る必要があることから、建設業について、手すり先行工法等の普及・定着のための現場指導業務等を実施するとともに、造船業について、統括安全衛生責任者等に対する教育研修会等を行う。また、足場の設置が困難な場所において、適切な「安全帯取付設備」の設置の促進、墜落時の衝撃が少ない「ハーネス型安全帯」の普及を図るため、足場の設置が困難な屋根上等での作業に関するマニュアルを作成し、墜落対策実演研修会を開催する。	・手すり先行工法等の普及のための指導・支援:年間200事業場以上 (指導・支援事業場のうち、「今後、自らの施工現場で手すり先行工法等を採用する」との回答の割合:80%以上) (統括安全衛生責任者等に対する研修会参加事業場のうち、「具体的な改善措置を講じた事業場の割合:80%以上) ・墜落対策実演研修会:年間34回以上 (墜落対策実演研修会参加事業場のうち、「役にたった」との回答の割合:80%以上)	建設業では、墜落・転落災害が死亡災害の約4割を占めることから、平成21年に省令改正し、足場等からの墜落防止措置を強化して義務付けるとともに、厚生労働省労働基準局安全衛生部長通達で、手すり先行工法等の「より安全な措置」の普及を図ってきたが、手すり先行工法の普及率は未だ31%である。当該事業の実施によって安全な足場を普及させるとともに、足場の設置が困難な場所からの墜落防止対策を普及することで、測定指標1及び2に寄与すると見込んでいる。
	(8)	東日本大震災に係る復旧工事安全衛生確保支援事業 (平成23年度補正)	228百万円 (146百万円)	300百万円	251百万円	1.2	東日本大震災に係る復旧工事について、異業種から新規参入する労働者の増加や大量の工事が隣接したエリアで輻輳して行われることが想定されることから、労働災害の多発が危惧される。このため、安全衛生に関する諸問題に対応する窓口となるプラットホームを被災地3県に開設し、専門家による①工事現場への巡回指導、②安全衛生相談、③安全衛生教育への技術的支援等を実施する。	・復興工事現場に対する安全衛生巡回指導:年間1,150事業場以上 ・安全衛生教育支援:年間1,150事業場以上 (安全衛生教育支援の実施の結果、「役に立った」との回答の割合:80%以上)	平成7年に発生した阪神・淡路大震災に係る復旧工事では、平成7年に944人の方が死傷し、40人の方が亡くнаられるという事態となり、その後も復興工事の実施に伴う労働災害が多発し、災害発生件数が震災発生前の水準に至るまで数年間を要した。東日本大震災では、本事業の実施で災害発生率を抑制し、測定指標1及び2に寄与すると見込んでいる。

(9)	陸上貨物運送事業における労働災害防止対策の推進 (平成24年度)	-	33百万円	31百万円	1.2	陸上貨物運送事業での労働災害が減少傾向にないことから、災害の多い荷役作業での墜落・転落等災害防止対策を推進するため、陸運事業者向けと荷主向けのガイドラインの普及促進を図るべく、研修会の開催、専門家による事業場安全診断を行う。	研修会を合計58回以上開催する。 (研修後のアンケートで、役立った旨の回答をする者の割合を80%以上とする。)	陸上貨物運送事業では、平成23年の死傷災害件数は13, 820人と対前年で780人(+6.0%)増加している。この増要因である荷役作業中の墜落や転倒等の災害を当該事業の実施によって抑制することで、測定指標1及び2に寄与すると見込んでいる。
(10)	林業に新規参入する労働者に係る労働災害防止対策推進事業 (平成24年度)	-	11百万円	11百万円	1.2	林業では、災害発生率が他の産業と比べて極めて高く、また、今後、林業に新規に参入する労働者の増加が予想され、死亡災害の増加が懸念されることから、諸外国の先進的な林業労働災害防止対策を取り入れ、体系的に林業労働災害防止対策を示したガイドラインを策定することを目的に、先進的な林業労働災害防止対策を検討し、検討結果に基づく我が国への林業労働災害防止対策に応用可能な対策を実地で検証する。	・実地検証の対象：年間28事業場以上 (実地検証の結果、「検証した労働災害防止対策が役立った」との回答の割合：80%以上)	林業では、災害発生率が他の産業と比べて極めて高く、また、今後、林業に新規に参入する労働者の増加が予想され、死亡災害の増加が懸念されている。諸外国の先進的な林業労働災害防止対策を検討し、応用可能な対策を日本に導入することにより、測定指標1及び2に寄与すると見込んでいる。
(11)	技能講習修了証明書発行等一元管理事業 (平成23年度)	147百万円 (90百万円)	103百万円	96百万円	1.2	労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令(以下、「登録者令」という。)第25条の3の2に規定する指定機関として、登録省令第24条と25条、並びに登録教習機関の自主的な情報提供に基づき登録教習機関から技能講習修了者の帳簿の引渡を受け、これをデータ入力管理し、労働安全衛生規則第82条第3項と第4項の規定に基づき、申請者に対し、技能講習を修了したことを証する書面の交付等を行う。	・技能講習修了者のデータ入力を80万件以上行う。	現在、技能講習を行う登録技能講習機関は廃止した機関も含めると全国で約3千機関ある。修了証を紛失や破損した場合で、技能講習を行う機関が廃止されていたり、受講した機関名等を失念していたりすると、再交付を受けられず、作業に就けなくなるというような労働者への不利益が生じる。 また、修了証は登録教習機関ごとに交付されるが、建設工事等では、一人の労働者が車両系建設機械やフォークリフトの運転、玉掛けなど複数の技能講習を修了している場合も多い。 このため、一元的に管理したデータを活用して、異なる登録教習機関での講習修了歴を携帯が容易な大きさの1枚の書面にして交付すれば、労働者にとっても携帯しやすいものとなり、現場での労働者の有資格・無資格の確認を助け、無資格者が従事することによる労働災害を防止することにつながる。 このため、全国の登録教習機関の修了者のデータを一元的に管理するとともに、修了者に対し技能講習を修了したことを証明する書面を発行する環境を整備することで、測定指標1及び2に寄与すると見込んでいる。
(12)	第三次産業労働災害防止対策支援等事業 (平成25年度)	-	-	76百万円	1.2	第三次産業のうち、労働災害の特に多発している業種である社会福祉施設、小売業を対象に、職場内の危険箇所の「見える化」を推進して最も多い事故型である転倒災害につながる不安全行動の撲滅を目指しつつ、事業者に対するコンサルティングの実施等を通じて、事業者、労働者それぞれの安全に対する動機付け・意識高揚を喚起するとともに、介護従事労働者の腰痛予防教育の実施等、腰痛予防対策を講じることにより、第三次産業における労働災害の大幅な減少を目指す。	・事業場に対するコンサルティングが有用であった旨の評価を80%以上の事業場から得る	第三次産業の労働災害の件数は、近年では全労働災害の4割超を占めている。第三次産業の中でも労働災害の特に多発している業種である社会福祉施設、小売業を対象とした労働災害の防止を図ることで、測定指標1及び2に寄与すると見込んでいる。
(13)	機械等の災害防止対策費 (平成23年度)	11百万円	11百万円	11百万円	1.2	危険性・有害性のある機械設備について、その設置時又は変更時に法令への適合確認を行うとともに、危険性・有害性の調査等(リスクアセスメント)を指導するため、機械設置届等に係る審査及び実地調査を行い、もって機械設備の安全化の促進及び労働災害の防止を図る。また、都道府県労働局等で登録している検査業者、登録教習機関等に対する監査指導を行い、その業務の適正化について指導を行う。	・機械による労働災害の対前年比減少	機械による災害は、全労働災害の約1/4を占め、その件数は2万8000件に上る。また、機械による災害は死亡などの重篤な災害となる傾向があることから、当該事業の実施によって機械設備の安全化の促進及び労働災害の防止を図ることで、測定指標1及び2に寄与すると見込んでいる。
(14)	特別安全衛生指導等経費 (平成23年度)	45百万円	44百万円	57百万円	1.2	技術の進歩に伴い危険性が高くなっている業種及び建設業などの災害発生率が著しく高く重大災害が多い職種に対する特別安全指導の実施、有害物質等有害要因を有する作業場に対する職業性疾病及び振動障害の予防のための特別監督指導等を実施し、労働者の安全、健康管理及び一般の労働条件等の確保を行う。	・労働災害の対前年比減	危険性が高い業種、労働災害発生率の高い業種に対する安全指導等を実施して労働災害の防止を図ることで、測定指標1及び2に寄与すると見込んでいる。
(15)	治療と職業生活の両立等の支援対策事業 (平成25年度)	-	-	13百万円	1.2	労働者の治療と職業生活の両立支援について、長期にわたる治療等が必要な作業関連疾患等の疾病を抱えた労働者の就労継続に関する事例の収集及び就労継続のあり方に関する検討を行い、就労継続支援の手引きを作成する。	・就労継続支援の手引きを作成し、事業場等に周知する。	職場環境等の複雑化や労働者の高齢化等に伴い、業務条件や作業環境が長期にわたり発症や増悪の要因となる作業関連疾患の予防のための労働者の健康管理や、疾病を持つ労働者の通院や治療と仕事の両立のための支援体制は課題である。事業場における作業関連疾患をもつ労働者の職場環境整備や就労支援対策を推進するための支援として、就労継続支援の手引きを作成し関係者に周知を行うことで、疾病の増悪や労働災害の予防につながり、測定指標1及び2に寄与すると見込んでいる。
(16)	原発事故からの復旧・復興従事者の適正な放射線管理実施の指導 (平成25年度)	-	-	144百万円	1.2	避難区域等において、一定の線量下で除染や復旧作業を実施する中小零細企業事業者の連合体等に対して、線量管理を指導する者を派遣し、適切な放射線管理の実施を指導するとともに、教育用の資材を貸与し、連合体等における放射線管理等の適切な実施を指導する。	・団体等に対する指導回数を300回以上とする。	本事業で指導を受けた団体等が、貸与された教育用資材を使用して、会員である中小零細事業者の放射線管理を支援することにより、中小零細事業者の放射線管理能力が向上し、労働者の放射線障害を防止に資すると見込んでいる。
(17)	地域産業保健事業 (平成5年度)	2,032百万円 (1,914百万円)	2,125百万円 (未集計)	2,230百万円	1.2	産業医の選任が義務づけられていない常時使用労働者数50人未満の小規模事業場での労働者の健康確保のため、地域の医療機関等を活用し、定期健康診断後の対応等や長時間労働者に対する面接指導を実施する。	・健康相談利用者数を前年度実績以上とする。	職場での産業保健活動は産業医が中心となって行われているが、常時使用する労働者の数が50人未満の小規模事業場では、産業医の選任が義務づけられていないため、労働者の健康管理等が十分に行われていない。また、国内ではこうした事業場が全体の約97%を占めている。そのため、こうした事業場に対し産業医業務を提供することで、測定指標1及び2に寄与すると見込んでいる。

(18)	じん肺診断技術研修事業 (昭和49年度)	1百万円 (1百万円)	1百万円 (1百万円)	1百万円	1.2	じん肺法に基づくじん肺管理区分の決定を行う地方じん肺診査医に対し、管理区分決定のための診断・審査をしっかりと行うため研修を実施し、必要な技術を習得させる。	・研修を1回行う。	地方じん肺診査医に対する研修を実施することで、地方じん肺診査医の技術の向上と平準化を促し、じん肺管理区分決定の全国斉一的な実施担保する。もって、測定指標1及び2に寄与すると見込んでいる。
(19)	じん肺有所見者に対する普及啓発事業 (昭和49年度)	10百万円 (4百万円)	3百万円 (3百万円)	3百万円	1.2	企業の衛生管理者等を対象に、じん肺有所見者に対する教育指針の普及啓発のための研修を実施する。	・研修を7回以上、合計300人以上に対して行う。	「じん肺有所見者に対する教育指針」を、粉じん作業がある事業場に対して普及・定着させることで、事業場のじん肺予防対策の一層の推進をめざし、測定指標1及び2に寄与すると見込んでいる。
(20)	特定有害業務従事者の離職者特殊健康診断実施事業 (昭和47年度)	1,110百万円 (1,357百万円)	1,199百万円 (未集計)	1,191百万円	1.2	労働安全衛生法第67条に定める健康管理手帳の所持者に対する健康診断の実施を行う。	・手帳所持者の健康診断実施率を平成23年度の実績以上とする。	健康管理手帳所持者に対する健康診断の実施を通じて、一定の有害業務に従事し離職した労働者の健康管理を促進する。もって、測定指標1及び2に寄与すると見込んでいる。
(21)	メンタルヘルス対策支援事業 (平成20年度)	1,286百万円 (1,270百万円)	1,263百万円 (未集計)	665百万円	1.2	事業者、産業医等からの相談対応、個別事業場に対する訪問支援等を実施し、事業者の取り組むメンタルヘルス対策を総合的に支援する。	・訪問支援件数を10,713件以上とする。	精神障害による労災支給決定件数は増加傾向にある。一方、事業場でのメンタルヘルス対策の取組状況を見ると、対策に取り組んでいる事業場は、全体の約4割にとどまっており、対策に取り組んでいない事業場では、「必要性を感じない」(48.4%)、「専門スタッフがいない」(22.1%)、「取り組み方がわからない」(20.1%)などの理由をあげている。 このような事業場に対してメンタルヘルス対策の取組方法等について助言等を行うことにより、職場のメンタルヘルス対策の一層の促進を図ることができ、自殺を含むメンタルヘルス不調の予防に繋がることから、測定指標1及び2に寄与すると見込んでいる。
(22)	職域対象のメンタルヘルス対策についてのポータルサイト事業 (平成21年度)	68百万円 (68百万円)	61百万円 (未集計)	49百万円	1.2	職場でのメンタルヘルス対策に係るポータルサイトを設置し、事業者、産業医、労働者等に対して、職場のメンタルヘルスに関する様々な情報をインターネットを通じて情報提供する。	・サイトへのアクセス数を70万件以上とする。	精神障害による労災支給決定件数は増加傾向にある。一方、事業場でのメンタルヘルス対策の取組状況を見ると、対策に取り組んでいる事業場は、全体の約4割にとどまっており、対策に取り組んでいない事業場では、「必要性を感じない」(48.4%)、「専門スタッフがいない」(22.1%)、「取り組み方がわからない」(20.1%)などの理由をあげている。 このような事業場に対してメンタルヘルス対策の取組方法等についての情報提供を実施することにより、職場のメンタルヘルス対策の一層の促進を図ることが、自殺を含むメンタルヘルス不調の予防に繋がることから、測定指標1及び2に寄与すると見込んでいる。
(23)	ストレス症状を有する者に対する面接指導等に関する研修事業 (平成17年度)	160百万円 (104百万円)	97百万円 (-)	144百万円	1.2	産業医等を対象としてストレスに関連する症状・不調の確認の進め方等の職場のメンタルヘルス対策について研修を行う。 (平成24年度は、労働安全衛生法の改正法案により義務づけることを予定していたストレスチェックと面接指導の実施方法について研修することとしていたが、本法案が平成24年度中に成立しなかった(衆議院の解散により廃案になった)ため、未契約となっている。)	・研修の実施を47回以上行う。	精神障害による労災支給決定件数は増加傾向にある。一方、事業場でのメンタルヘルス対策の取組状況を見ると、対策に取り組んでいる事業場は、全体の約4割にとどまっており、対策に取り組んでいない事業場では、「必要性を感じない」(48.4%)、「専門スタッフがいない」(22.1%)、「取り組み方がわからない」(20.1%)などの理由をあげている。 このような状況で、職場のメンタルヘルス対策を含む産業保健活動を中心的にを行っている産業医等に対し研修を行い、その資質の向上を図り、職場のメンタルヘルス対策の一層の促進を図ることが、自殺を含むメンタルヘルス不調の予防に繋がることから、測定指標1及び2に寄与すると見込んでいる。
(24)	労働安全衛生融資資金利子補給金 (昭和47年度)	185百万円 (185百万円)	206百万円 (206百万円)	233百万円	—	独立行政法人労働者健康福祉機構法附則第3条第3項に基づき、残存する貸付債権の管理・回収業務、金融機関からの借入金の償還業務を行っている。その利息補助と貸倒償却の補填を行う。 (資金的な問題で労働災害の防止措置を十分に果たせない中小企業に対して、事業者が行う労働災害防止の基盤、環境を整備する努力を側面から援助するため、資金を長期かつ低利で事業者に融資してきたが、平成13年12月19日の閣議決定「特殊法人等整理合理化計画」により、当該融資制度を廃止している。現在は、残存する貸付債権の管理・回収業務、金融機関からの償還業務を行っている。)	・正常債権の弁済計画に基づいた年度回収目標額133百万円を回収する。	労働安全衛生融資制度は、資金的な問題で労働災害の防止措置を十分に果たせない中小企業に対して、事業者が行う職場環境改善のための機械設備の設置等のために必要な資金を長期かつ低利で融資するというものであり、これにより、中小企業における労働災害を防止するための基盤・環境が整備されることから、測定指標1及び2に寄与すると見込んでいる。 (なお、本融資制度は既に廃止されており、現在の事業内容は、残存する貸付債権の管理・回収業務、金融機関からの借入金の償還業務となる。)
(25)	外部専門機関の整備・育成等事業 (平成23年度)	9百万円 (2百万円)	19百万円 (未集計)	15百万円	1.2	事業者から選任された産業医が他の専門職と連携して産業保健サービスを提供する外部専門機関の創設に向けた支援として、事業場に対するニーズ等の調査及び外部専門機関として産業保健活動を行う意向を有する医療機関等に対し研修を行う。	・外部専門機関の養成のための研修会を仕様書に定める回数以上行う。	メンタルヘルスの問題等、産業医の扱う分野は多様化してきているため、産業医の個人的な知識や能力に依存するのではなく、事業者から選任された産業医が他の専門職と連携して産業保健活動を行うことで、労働者の健康管理等の充実が図られ、測定指標1及び2に寄与すると見込んでいる。
(26)	職場における受動喫煙防止対策に係る相談支援業務 (平成23年度)	12百万円 (12百万円)	25百万円 (未集計)	77百万円	1.2	職場での受動喫煙防止対策に関する技術的支援の一環として、事業場が建物内全面禁煙や喫煙室設置等の受動喫煙防止対策を行う際の技術的な相談に対して、労働衛生コンサルタント等の専門家が電話又は実地指導等を行い、労働者の健康を保持する観点から適切な受動喫煙防止対策が講じられるよう支援する。	・全国で電話相談及び実地指導の実績を平成24年度に比べ2割以上増加させる。	全面禁煙又は空間分煙のいずれかの措置を講じている事業場の割合は平成19年度で46%(現在実施している助成金制度の対象業種以外の事業場を含む)であるが、受動喫煙防止対策に取り組んでいない理由としては、14.9%(平成17年度・中央労働災害防止協会調べ)の事業者が「どのように取り組めばよいか分からない」と回答しているため、当該事業による電話相談と実地指導等によって、事業場における適切な受動喫煙防止対策の実施を促進し、もって測定指標1及び2に寄与すると見込んでいる。

(27)	受動喫煙に係る職場内環境測定支援業務 (平成23年度)	91百万円 (46百万円)	108百万円 (未集計)	49百万円	1.2	職場での受動喫煙防止対策に関する技術的支援の一環として、事業場に対してデジタル粉じん計と風速計の貸出しを行い、たばこ煙の濃度と喫煙室の換気の状態を確認することで、職場での効果的な受動喫煙防止対策を実施するための支援を行う。	・全国で測定機器の貸出の実績を平成24年度に比べ2割以上増加させる。	受動喫煙を防止するためには、事業場の実態を踏まえた適切な対策を講じることが必要であるが、職場の浮遊粉じん濃度を測定していないとする事業者は79.3%、喫煙室等に向かう気流の風速を測定していないとする事業者は88.7%(いずれも平成17年度・中央労働災害防止協会調べ)となっている。このような測定機器については、一般の事業場での使用頻度は高くなく、測定機器は高価であることから、当該測定機器を無料で貸し出すことにより、事業場での受動喫煙に関する現状把握、さらに測定結果を受けた効果的な受動喫煙防止措置の実施を促進し、もって測定指標1及び2に寄与すると見込んでいる。
(28)	受動喫煙防止対策助成金 (平成23年度)	282百万円 (12百万円)	563百万円 (未集計)	761百万円	1.2	中小企業を対象に、受動喫煙による健康への悪影響から労働者の健康を保護するため、喫煙室の設置等の取組に対し助成することによって受動喫煙防止対策を推進する。	全国で助成金の利用実績を平成24年度に比べ5割以上増加させる。	受動喫煙による健康影響については、各種調査等でもすでに明らかとされており、国際的にも急速に取組が進んでいるが、全面禁煙又は空間分煙のいずれかの措置を講じている事業場の割合は平成19年度で46%にとどまっており、職場で労働者は多くの時間を過ごすにもかかわらず対策が遅れている。助成金制度によって、喫煙室の設置等の取組を支援することで、受動喫煙防止対策の一層の促進を図り、測定指標1及び2に寄与すると見込んでいる。
(29)	東電福島第一原発の緊急作業従事者に対する健康管理対策 (平成23年度)	—	598百万円 (未集計)	483百万円	1.2	東電福島第一原発で、指定緊急作業に従事した労働者の被ばく線量等のデータを蓄積する被ばく線量等管理データベースの運用、緊急作業従事者等を対象とした健康相談等を行う。	— (緊急作業に従事した労働者すべてについて被ばく線量、健康診断結果等を蓄積するデータベースの運用が成果であるため、定量的な指標の設定は困難。)	データベースの運用、健康相談等を行うことにより、緊急作業従事者等の健康状態を長期的に管理することが可能となり、もって、測定指標1及び2に寄与するものと見込んでいる。
(30)	職業病予防対策の推進 (一)	7百万円 (6百万円)	6百万円 (未集計)	6百万円	1.2	技術革新の進展に伴う新材料等の採用による新しい職業病の発生等に対処するため総合的な委員会を開催し、適正な職業病予防対策の推進を図る。	— (検討会開催のための事務費であり、性質上、定量的な目標の設定は不可)	技術革新の進展に伴う新材料等の採用による新しい職業病の発生等に対処するために総合的な委員会を開催することにより、適正な職業病予防対策の推進を図るものであることから、測定指標1及び2に寄与すると見込んでいる。
(31)	粉じん障害防止総合対策費 (昭和49年)	8百万円 (6百万円)	7百万円 (未集計)	7百万円	1.2	粉じん障害防止総合対策の普及啓発の為、事業場に対する集団指導や、関係団体との連絡会議等を実施する。	・粉じん障害防止対策にかかる集団指導を、各監督署毎に1回ずつ、計325回開催する。	粉じん障害防止総合対策を事業場に対して、広く普及し、衛生水準を向上させることで、測定資料1及び2に寄与すると見込んでいる。
(32)	屋外アーク溶接作業時に係る粉じんばく露防止対策の周知 (昭和49年)	1百万円 (1百万円)	1百万円 (未集計)	1百万円	1.2	平成24年4月の省令改正により、呼吸用保護具使用対象業務とされた屋外におけるアーク溶接作業について、当該業務を行う事業場に対して、集団指導を実施すると共に、そのポイントを示した資料を作成・配布する。	・リーフレットを27万部作成し、全国の労働局及び監督署、並びに関係65団体に配布する。	平成24年4月の省令改正の内容を広く周知することで、事業場における粉じん障害防止対策の推進を促し、測定資料1及び2に寄与すると見込んでいる。
(33)	労働衛生指導医設置経費 (昭和49年)	5百万円 (4百万円)	5百万円 (未集計)	3百万円	1.2	労働安全衛生法第95条に基づき、都道府県労働局長が事業者に対して行う同法第65条第5項に基づく作業環境測定の指示、及び同法第66条第4項に基づく臨時の健康診断実施の指示の際に、労働衛生指導医から意見を述べさせる。	— (労働衛生指導医から意見を述べさせるという当該事業の性格から指標設定は困難。)	労働安全衛生法に基づく都道府県労働局長の作業環境測定及び健康診断実施の指示を通じ、事業場の衛生管理を徹底させることで、測定資料1及び2に寄与すると見込んでいる。
(34)	チェーンソー取扱作業指導員設置等経費 (一)	9百万円 (7百万円)	7百万円 (未集計)	7百万円	1.2	林業における振動障害防止対策の充実を図るため、チェーンソー取扱作業指導員を必要であると考えられる各局に設置し、林業の作業現場等を巡回し、直接、作業仕組改善事例、振動障害防止に係るガイドブック等を用い、チェーンソー取扱作業指針の周知徹底、振動障害の防止に係る知識の普及、林業振動障害防止対策会議の構成員としての職務等を行う。	— (指導員の設置という事業の性格から指標設定は困難。)	振動障害防止対策を推進するために必要な労働局に設置しているものである。チェーンソー取扱作業指導員は、社会的信望があり、林業における振動障害の防止に関する深い関心と理解を有する等の要件を具備した者のうちから都道府県労働局長が委嘱することとなっている。チェーンソー取扱作業指導員が実効性が高い現場指導を実施することで振動障害の予防対策に資するため、測定指標1、2に寄与するものと見込んでいる。
(35)	呼吸用保護具の性能の確保のための買取り試験 (平成12年度)	22百万円 (22百万円)	22百万円 (22百万円))	24百万円	1及び2	市場に流通する国家検定に合格した防じんマスク及び防毒マスク並びに日本工業規格に適合した電動ファン付き呼吸用保護具(以下「呼吸用保護具」という。)の買取り試験を実施することで、呼吸用保護具の性能の確保を図ることを目的とする。	・現在市場に流通している、25年度中に有効期間が終わる防じんマスク及び防毒マスクについて、有効期間内に買取試験を実施した型式の割合を100%とする。	有害な作業環境下で使用される防じんマスク及び防毒マスクについて、国家検定合格型式のうち市場に流通しているものを調査して把握し、買取り試験の実施を通じて、厚生労働大臣が定める規格や型式検定合格時の品質を維持しているかを確認する。さらに平成25年度においては、改正石綿障害予防規則(平成21年)及び改正粉じん障害防止規則(平成19年)において、特に粉じん濃度が高い作業においての使用を義務付けている電動ファン付き呼吸用保護具についても、東日本大震災の復興工事における石綿を含む建築物の解体工事の増加等に伴い、その使用が増加していることから、買取試験の対象にすることで、その性能の確保を図る。品質が維持された呼吸用保護具を使用することで、健康障害の防止が期待でき、測定指標1及び2に寄与すると見込んでいる。

(36)	職場における化学物質管理に係る総合対策 (平成25年度)	-	-	169百万円	1及び2	化学物質の種類・使用実態の多様化に対応した適切な管理、未規制の有害化学物質による労働者の健康障害に係るリスクの評価に資するためのばく露実態調査の実施、有害性評価書の作成を行うこと等により、規制の強化等の有害化学物質管理対策の一層の推進を図る。	・前年度にリスク評価(初期評価)を実施した物質のうち、「詳細評価が必要である」とされた物質についてリスク評価(詳細リスク評価)を行うとともに、労働安全衛生規則第95条の6に基づく告示に定める物質のうち、有害物ばく露作業報告の提出があり、事業場におけるばく露測定が行える物質について、確実にリスク評価(初期リスク評価)を実施する。	未規制の有害化学物質による労働者の健康障害に係るリスクの評価に資するためのばく露実態調査の実施、有害性評価書の作成を行うこと等により有害化学物質管理対策の一層の推進を図ることで、測定指標1及び2に寄与すると見込んでいる。
(37)	化学物質管理支援事業 (平成12年度)	106百万円 (100百万円)	61百万円 (59百万円)	55百万円	1及び2	化学物質のGHS(化学品の分類と表示に関する国連勧告)分類の実施とGHSに対応したモデルMSDS(化学物質等安全データシート)の作成や相談窓による化学物質管理に関する情報提供・相談対応等を行う。	・150の化学物質についてGHS(化学品の分類と表示に関する国連勧告)分類を行う。	化学物質の表示・文書(SDS)に係る情報収集、化学物質管理に関する相談対応、化学物質管理に係る人材育成等について支援することで、労働安全衛生法の努力義務規定等に基づく事業場での自律的な化学物質管理を促進して化学物質による労働災害の防止が図られ、測定指標1及び2に寄与すると見込んでいる。
(38)	ナノマテリアルの有害性等調査事業 (平成21年度)	111百万円 (110百万円)	302百万円 (302百万円)	174百万円	1及び2	以下の事業を実施することでナノマテリアルの発がん性等の有害性を調査する。 ①ナノマテリアルの吸入による長期がん原性試験の実施 ②遺伝毒性試験によるナノマテリアルに係る有害性等の情報収集	・長期がん原性試験(2年間のうちの2年目)を実施する。	現在、ナノマテリアルによる労働者への健康影響は未知であることから、労働者のばく露形態を想定した吸入試験による長期のがん原性試験の実施等によってナノマテリアルの有害性を調査し、労働者の健康障害の防止に資することができる。もって、測定指標1及び2に寄与すると見込んでいる。
(39)	化学物質の有害性評価事業 (平成12年度)	850百万円 (817百万円)	825百万円 (825百万円)	825百万円	1及び2	実験動物(マウスとラット)を用いて、長期間化学物質にばく露させ、化学物質の発がん性等の有害性を調査する。	・試験が終了する予定の2物質について試験結果を公表する。	OECDテストガイドラインに基づき、予備試験と本試験(マウスとラットを合計800匹用いて2年間ばく露を行う。)を行って化学物質の発がん性等の有害性を調査することで、労働者の健康障害の防止に資するため、測定指標1及び2に寄与すると見込んでいる。
(40)	有害物安全対策費 (昭和54年度)	114百万円	111百万円	101百万円	1及び2	労働安全衛生法第57条の3に基づき、新規化学物質を製造し、又は輸入しようとする事業者は、あらかじめ有害性の調査を行い、その結果を厚生労働大臣に届け出ることとされており、厚生労働省においては、当該届出を審査し、労働者の健康障害の防止のために指導等を行っている。 新規化学物質を製造又は輸入しようとする事業者は、労働安全衛生法第57条の3の規定に基づき、通常、有害性調査機関に化学物質の有害性の調査を依頼し、その調査結果を厚生労働大臣に届け出ることとされているが、有害性調査機関が優良試験所基準(GLP)に基づき適正に有害性調査を行うことを担保するため、査察を実施し、優良試験所基準への適合を確認する。	・新規化学物質の官報による名称公表回数を年4回とする。 ・申請があった有害性調査機関に対して、100%査察を実施する。	新規化学物質の審査と製造事業者への指導及び有害性調査機関の査察等を実施することで新規化学物質による労働者の健康障害の防止を図ることができることから、測定指標1及び2に寄与すると見込んでいる。
(41)	有害性試験結果評価等のための専門家会議の設置 (昭和54年度)	1百万円	0.8百万円	0.8百万円	1及び2	新規に届出がなされた化学物質について、評価を行うことで、健康障害防止に資する。	・新規化学物質として届出があったもののうち、強い変異原性を有するものについて健康障害防止のための指針(通達)を少なくとも毎年1回は発出する。	新規化学物質の届出の際に事業者から提出される有害性調査試験結果について、専門家による評価を行い、健康障害のおそれのあるものについては健康障害防止に係る指針(通達)を発出することを内容としているため、測定指標1及び2に寄与すると見込んでいる。
(42)	石綿障害防止総合相談員等設置経費 (平成21年度)	272百万円	247百万円	248百万円	1及び2	建築物の解体等作業に係る計画届、作業届、健康診断結果報告等の届出情報の審査・点検、実地指導、石綿製造等の禁止の徹底、石綿健康管理手帳の受付体制等を強化することにより、石綿のばく露防止対策、健康管理対策の徹底を図る。	石綿障害防止総合相談員の勤務日数を90%以上とする。	都道府県労働局に石綿障害防止総合相談員、労働基準監督署に石綿届出等点検指導員を置き、石綿除去作業等に係る相談業務、届出の審査、個別指導等を実施することで、労働者の健康障害防止対策に寄与することから、測定指標1及び2に寄与すると見込んでいる。

	(43)	石綿による健康障害防止対策の推進 (平成24年度)	-	-	142百万円	1及び2	石綿含有建築物の解体作業に従事する労働者の石綿による健康被害を生じさせないよう、石綿障害予防規則や「建築物等の解体等の作業での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針」(平成24年5月)に基づき、当該作業にかかる適切な石綿ばく露防止対策の履行を図る	・東日本大震災の被災地等における建築物解体現場やがれき集積場の石綿気中濃度測定を100力所程度行う。	石綿含有建築物の解体に当たっての事前調査を行う中小規模事業者の能力向上を図るため、中小規模事業者の集団に専門家を派遣し、事前調査に関する技術的指導・助言を行う。また、建材の石綿含有を分析する分析機関の技術レベルを踏まえた支援を行う。さらに、東日本大震災の被災地において、建築物等の解体現場等、がれき置き場等の石綿気中濃度測定を実施し、石綿気中濃度測定の結果を踏まえ、専門家による石綿ばく露防止対策の検証を行うことで石綿ばく露防止対策を推進する。以上から、労働者の健康障害防止が期待できる測定指標1及び2に寄与すると見込んでいる。
	(44)	廃棄物焼却施設におけるダイオキシンばく露防止対策促進事業 (平成24年度)	-	-	7百万円	1及び2	焼却炉の解体作業におけるダイオキシンばく露防止対策については、労働安全衛生規則により付着物の除去、湿潤化、保護具の使用等を義務付けるとともに、「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」を示しているが、近年、設置場所で解体を行わず処理場に移動後解体を行う方法(以下「移動解体」という。)が見られることから、移動解体にも対応すべく対策要綱の見直しに向けた検討を行うことを目的とする。	・焼却炉の解体作業にかかる実態調査及び当該調査を踏まえた専門家による検討会を開催し、結果のとりまとめを行う。	移動解体を行う廃棄物焼却施設(5事業場程度)において、ダイオキシンの作業環境測定及び焼却灰の分析を実施し、労働者へのばく露状況とダイオキシンによる汚染状況を把握する。把握した結果はとりまとめるとともに、専門家による検討会を開催し、対策要綱の見直しを行う。 さらに見直した対策要綱の周知啓発及び局署を通じた指導を行うことによってダイオキシンによるばく露防止対策に期待できるため、測定指標1及び2に寄与すると見込んでいる。
	(45)	作業環境における個人ばく露測定に関する実証的検証事業 (平成22年度)	17百万円 (12百万円)	12百万円 (12百万円)	10百万円	1及び2	作業環境測定において、特定の作業時においては、現行の作業環境測定方法よりも有用であると考えられている個人ばく露測定方法について、現場での検証の実施、検討会の開催による検討等を通じて、個人ばく露測定方法の実施方法及びその結果の評価方法、現在の作業環境測定(場の測定方法)との比較検討等を行うことで、個人ばく露測定方法の導入に向けた具体的方策を検証する。	・労働衛生の専門家等を参集した検討会の開催、検討会で検討された内容の実証検証(現場測定)を行い、最終的に報告書として取りまとめる。	一定の作業現場では現行の作業環境測定方法(場の測定)よりもより有用であるとされる個人ばく露測定方法について、当該測定方法に係る具体的な測定方法及び評価方法等を検証し、これを取りまとめた結果に基づき測定を行うことで、より適切に作業環境を把握することが可能となる。そして、これに基づき改善措置を図ることで、労働者の健康障害の防止が期待できるため、測定指標1及び2に寄与すると見込んでいる。
	(46)	新たな作業環境測定方法の実証的検証 (平成24年度)	-	9.3百万円 (8.9百万円)	8.9百万円	1及び2	作業環境測定における測定方法は、作業環境測定基準(大臣告示)に個々の物質ごとに規定されているが、一部の化学物質については、検知管方法等の簡易な測定方法を認めている。現在、技術開発により新たに検知管等の簡易測定機器が流通しているところであり、これらの製品について、作業環境測定で使用できる精度を有しているかの検証を行う。また、同じく、現在作業環境測定基準に定められている各化学物質に係る測定方法について、評価指標たる管理濃度と比べて十分な測定精度を有しているかの検証を行う。	・労働衛生の専門家等を参集した検討会の開催、検討会で検討された内容の実証検証(現場測定)を行い、最終的に報告書として取りまとめる。	現行の作業環境測定方法と比べて簡易に実施できる検知管方法による濃度測定について、市場の実態及び個々の製品に係る有用性を実証検証する。また、現在、作業環境測定基準に規定されている測定方法について、年々低濃度化している評価指標たる管理濃度と比べて十分な測定精度を有したものであるかを実証検証する。これらの結果を踏まえて法令改正することによって、より適切な作業環境管理が可能となるため、測定指標1及び2に寄与すると見込んでいる。

(厚生労働省25(Ⅲ－4－2))

* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名	豊かで安定した勤労者生活の実現を図ること(Ⅲ－4－2)					担当部局名	労働基準局勤労者生活課		作成責任者名	勤労者生活課長:木原亜紀生 労働金庫業務室長:能登清和															
施策の概要	本施策は、次の施策を柱に実施しています。 (1)中小企業退職金共済制度の普及促進を図ること (2)勤労者財産形成促進制度の活用促進を図ること (3)労働金庫の健全性のための施策を推進すること					政策体系上の位置付け	基本目標Ⅲ ディーセントワークの実現に向けて、労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること 施策大目標4 勤労者生活の充実を図ること																		
予算書との関係	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 施策の概要(1) 労働保険特別会計 労災勘定(項)中小企業退職金共済等事業費 [平成25年度予算額:1,983,480,000円] 雇用勘定(項)中小企業退職金共済等事業費 [平成25年度予算額:6,486,308,000円] 施策の概要(2) 労働保険特別会計 労災勘定(項)中小企業退職金共済等事業費 [平成25年度予算額:587,000円] 雇用勘定(項)中小企業退職金共済等事業費 [平成25年度予算額:278,000円] 施策の概要(3) 一般会計(項)厚生労働本省共通費[平成25年度予算額:9,080,000円]					関連施策		-																	
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	中小企業退職金共済法(昭和34年法律第160号)に基づき、中小企業者の相互扶助のしくみとしてその拠出による退職金共済制度を確立し、中小企業の従業員に退職金を支給することにより、こうした従業員の福祉の増進と中小企業の振興に寄与しています。 勤労者財産形成促進法(昭和46年法律第92号)に基づき、勤労者の計画的な財産形成を促進することにより、勤労者の生活の安定を図り、国民経済の健全な発展に寄与しています。 労働金庫法(昭和28年法律第227号)に基づき、労働組合、消費生活協同組合その他労働者の団体が行う福利共済活動のために金融の円滑を図り、労働者の経済的地位の向上に寄与しています。								政策評価実施予定時期(評価予定表)		<table><tr><td>2 4</td><td>2 5</td><td>2 6</td><td>2 7</td><td>2 8</td></tr><tr><td>モ二</td><td>モ二</td><td>実績</td><td>モ二</td><td>モ二</td></tr></table>					2 4	2 5	2 6	2 7	2 8	モ二	モ二	実績	モ二	モ二
2 4	2 5	2 6	2 7	2 8																					
モ二	モ二	実績	モ二	モ二																					
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値		最新値	年度	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠																
					24年度	25年度																			
	1 中小企業退職金共済制度での新規加入被共済者数	-	-	平成25年度からの累積 1,620,000人(P)	平成29年度	332,600人	324,000人(P)	442,567	平成23年度	中小企業は独力で退職金制度を設けることが難しく、大企業に比べ依然として退職金制度が普及していない状況であることから、中小企業退職金共済制度は、中小企業事業主の相互共済の仕組みと国の援助によって、退職金制度を確立し、中小企業の従業員の福祉の増進を図るとともに、中小企業の振興に寄与することを目的としている。 本制度の目的にかんがみ、その普及を図ることが重要であることから、より多くの中小企業の従業員の加入、つまり新規加入被共済者数を測定指標として設定し、これまでの実績、加入促進対策の取組等を考慮したものである。 なお、全体の目標値と25年度の目標値については、現在認可申請中の中期計画に基づくため、現時点では未確定。 (平成23年度の最新値と平成24、25年度目標値の違いは、平成23年度の数値に適格年金制度からの移行者(129,715人)が含まれていることによる。)															
	2 勤労者財産形成促進制度の利用件数	-	-	前年度以上	平成25年度	前年度以上	前年度以上	9,378,415	平成23年度	勤労者が豊かで安定した生活を送るためには計画的な財産形成を支援することが重要であることから、勤労者財産形成促進制度は、勤労者財産形成促進法(昭和46年法律第92号)に基づき、勤労者の計画的な貯蓄や持家取得を、国や事業主が支援することを目的としている。 本制度の目的にかんがみ、その普及・活用促進を図ることが重要であることから、制度の利用件数を測定指標として設定し、前年度以上の目標値としたものである。															
3 全労働金庫に対する検査実施率	-	-	50%以上	平成25年度	50%以上	50%以上	43%	平成23年度	労働金庫法に基づき設立された会員制の協同組織金融機関である労働金庫は、労働組合、消費生活協同組合等が行う福利共済活動とこれらの構成員等のために金融の円滑を図ることにより、労働者の経済的地位の向上に寄与している。 本制度の目的にかんがみ、その業務の健全かつ適切な運営の確保は重要であることから、検査の実施率を測定指標として設定し、その目標水準としては、金融実態に応じた的確な検査が行える検査周期として、1つの金庫に対し2年に1回の周期(金融庁が行う地域銀行等への検査周期と同程度)が適当と考え、そのような目標値を設定したものである。																
測定指標	目標			目標年度	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠																				
	-			-	-																				
(参考)測定指標		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度															
		-		-		-		-		-															

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		25年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要	達成手段 の目標 (25年度)	施策目標達成への寄与の内容
	23年度	24年度					
中小企業退職金共済等事業に必要経費(昭和63年度)	88億円 (85億円)	84億円	85億円	1	①独立行政法人勤労者退職金共済機構の行う一般の中小企業退職金共済制度・特定退職金共済制度の掛金助成と基幹的業務に係る事務的経費の財源に充てるため、同機構に対し補助金を交付する。 ② 財形貯蓄を行う勤労者を支援するために拠出金を負担した中小企業事業主に対し助成を行う(平成26年度までの経過措置)。	①在籍被共済者が前年度を上回る	①中小企業退職金共済事業で、より効果的な加入促進と適切な制度運営を行うことができる。また、中小企業退職金共済制度の在籍被共済者数が増加し、一層の中小企業の従業員の福祉の増進と中小企業の振興を図ることができる。

(厚生労働省25(Ⅳ－1－1))

* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名	公共職業安定機関等における需給調整機能の強化及び労働者派遣事業等の適正な運営を確保すること (施策目標Ⅳ－１－１)				担当部局名		職業安定局首席職業指導官室 職業安定局派遣・有期労働対策部需給調整事業課		作成責任者名		首席職業指導官 伊藤 正史 需給調整課長 富田 望														
施策の概要	本施策は、次の施策目標を柱に実施しています。 (施策目標1) 公共職業安定所における労働力需給調整機能を強化すること (施策目標2) 労働者派遣事業、職業紹介事業等の適正な運営を確保すること (施策目標3) 官民の連携により労働力需給機能を強化すること				政策体系上の位置付け		基本目標Ⅳ 意欲のあるすべての人が働くことができるよう、労働市場において労働者の職業の安定を図ること 施策大目標Ⅳ－１ 労働力需給のミスマッチの解消を図るために需給調整機能を強化すること																		
予算書との関係	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 一般会計 (項)職業紹介事業等実施費：職業紹介事業等の実施に必要な経費(全部)〔平成25年度予算額：78,866千円〕 労働保険特別会計雇用勘定 (項)職業紹介事業等実施費：職業紹介事業等の実施に必要な経費(全部)〔平成25年度予算額：67,963,321千円〕				関連施策		－																		
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)		・公共職業安定所において、個々の求人・求職者のニーズにあったきめ細かな職業相談・職業紹介を実施し、労働市場における需給調整機能の強化を図ることとします。 根拠法令：職業安定法(昭和22年法律第141号)第5条第1項(抄) 一 労働力の需給調整の適正かつ円滑な調整を図ること。 二 失業者に対し、職業に就く機会を与えるために、必要な施策を樹立し、その実施に努めること。 三 求職者に対し、迅速に、その能力に適合する職業に就くことをあっせんするため、及び求人者に対し、その必要とする労働力を充足するために、無料職業紹介を行うこと。 ・職業紹介事業等の適正な運営を確保すること等により、職業の安定を図ることとします。また、労働者派遣事業の適正な運営の確保に関する措置を講ずるとともに、派遣労働者の保護を図り、もって派遣労働者の雇用の安定等に資することとします。(根拠法令：職業安定法(昭和22年法律第141号)、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)) ・官民の機関が有する求人情報を検索できる「しごと情報ネット」を運営することにより、求人情報等へのアクセスの円滑化を図ることとします。							政策評価実施予定 時期(評価予定表)		<table><tr><td>2 4</td><td>2 5</td><td>2 6</td><td>2 7</td><td>2 8</td></tr><tr><td>モ二</td><td>モ二</td><td>実績</td><td>モ二</td><td>モ二</td></tr></table>					2 4	2 5	2 6	2 7	2 8	モ二	モ二	実績	モ二	モ二
2 4	2 5	2 6	2 7	2 8																					
モ二	モ二	実績	モ二	モ二																					
測定指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値		最新値		測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠															
			基準年度		目標年度	24年度	25年度		年度																
1 公共職業安定所の求職者の就職率(常用)		－	－	決定次第 記載予定	毎年度	28%以上	決定次第 記載予定	27.1%	平成23年度	【測定指標の選定理由】 公共職業安定所における主要業務に係る指標であるため。 【目標値の設定の根拠】 「平成25年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」(平成25年2月28日閣議決定)における実質GDP、完全失業率等の見通し及び平成23年度の実績見込みを踏まえて設定。															
2 雇用保険受給者の早期再就職割合		－	－	決定次第 記載予定	毎年度	26.5%以上	決定次第 記載予定	25.8%	平成23年度	【測定指標の選定理由】 公共職業安定所における主要業務に係る指標であるため。 【目標値の設定の根拠】 「平成25年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」(平成25年2月28日閣議決定)における実質GDP、完全失業率等の見通し及び平成23年度の実績見込みを踏まえて設定。															
3 公共職業安定所の求人の充足率(常用)		－	－	決定次第 記載予定	毎年度	26%以上	決定次第 記載予定	27.0%	平成23年度	【測定指標の選定理由】 公共職業安定所における主要業務に係る指標であるため。 【目標値の設定の根拠】 「平成25年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」(平成25年2月28日閣議決定)における実質GDP、完全失業率等の見通し及び平成23年度の実績見込みを踏まえて設定。															
しごと情報ネットの利用者がこれを 4 通じて求人情報に応募するなど具体的な行動を起こした割合		－	－	決定次第 記載予定	毎年度	35%以上	決定次第 記載予定	35.1%	平成24年度	早期の再就職等労働力需給のミスマッチ解消を図るため、求人者が求める仕事探し、就職するための手段となることを目的として「しごと情報ネット」を運営していることから、しごと情報ネットを利用した者が実際に行動を起こす割合を測定指標とし、平成25年度においても、その割合が35%以上であることを目標値として設定する予定。															
5 説明会等において労働者派遣法の周知啓発を図った事業所数		－	－	決定次第 記載予定	毎年度	20,000所	決定次第 記載予定	19,738所	平成23年度	労働者派遣事業の適正な運営の確保と派遣労働者の保護を推進していくため、説明会等において労働者派遣法の周知啓発を図った事業所数が一定以上数となることを目的とする。															

測定指標		目標		目標年度		測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠							
—		—		—		—							
(参考)測定指標		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度			
—		—		—		—		—		—			
達成手段 (開始年度)		補正後予算額(執行額)		25年度 当初 予定額	関連する 指標番号	達成手段の概要				達成手段 の目標 (25年度)	施策目標達成への寄与の内容		
		23年度	24年度										
(1)	ハローワークプラザ運営費 (平成11年度)	19.9億円 (17.4億円)	22.4億円	8.6億円	1,3	ハローワークプラザを設置し、求職者が求人情報等を簡易かつ効率的に閲覧することができる求人情報提供端末を設置するとともに、職業相談・職業紹介等を実施する。				決定次第記載予定	本事業を実施することにより、ハローワークの就職・充足促進が図られ、施策目標の達成に直結する。		
(2)	マザーズハローワーク事業推進費 (平成18年度)	22.1億円 (19.6億円)	22.9億円	23.8億円	1,3	子育て女性等に対する総合的かつ一貫した再就職支援を実施するため、平成18年度よりマザーズハローワークを、平成19年度よりマザーズハローワークが設置されていない地域のうち多数の利用者が見込まれるハローワークにマザーズコーナーを設置し、全国173箇所の支援拠点において、子ども連れでも来所しやすい環境を整備するとともに、担当者制によるきめ細かな職業相談やそのニーズを踏まえた求人の確保、地方公共団体等との連携による保育所情報の整備等を行っている。				決定次第記載予定	本事業を実施することにより、ハローワークの就職・充足促進が図られ、施策目標の達成に直結する。		
(3)	福祉人材確保重点プロジェクト推進費 (平成21年度)	15.0億円 (12.6億円)	16.1億円	13.0億円	1,3	全国の主要なハローワークに「福祉人材コーナー」を設置し、求職者に対するきめ細かな職業相談・職業紹介、求人者に対する求人充足に向けての助言・指導等を行うとともに、その他のハローワークにおいても、福祉分野の職業相談・職業紹介、職業情報の提供及び「福祉人材コーナー」の利用勧奨等の支援を行う。				決定次第記載予定	本事業を実施することにより、ハローワークの就職・充足促進が図られ、施策目標の達成に直結する。		
(4)	非正規労働者総合支援事業推進費 (平成20年度)	31.2億円 (24.3億円)	30.0億円	20.9億円	1,3	非正規労働者に対する就職・生活支援体制を整備するため、「非正規労働者総合支援センター」及び「非正規労働者総合支援コーナー」を設置し、「就職支援ナビゲーター(非正規労働者支援分)」を配置して、担当者制によるきめ細かな就職支援(正規就労支援プログラム)、就職セミナー、専門家による心の健康相談、住居・生活相談等を一体的に実施する。				決定次第記載予定	本事業を実施することにより、ハローワークの就職・充足促進が図られ、施策目標の達成に直結する。		
(5)	訓練情報提供等によるキャリア・コンサルティング実施費 (平成21年度)	110.5億円 (106.3億円)	106.3億円	91.1億円	1,3	ハローワークに就職支援ナビゲーターを配置し、以下の業務を実施する。 1. 職業訓練関連情報の収集・提供 2. 求職者に対するキャリア・コンサルティング、職業訓練へのあっせん 3. 求職者支援訓練受講者に対する就職支援計画の作成 4. 職業訓練受講給付金等の周知、申請書の受理 5. 訓練受講中、訓練終了後の就職支援				決定次第記載予定	本事業を実施することにより、ハローワークの就職・充足促進が図られ、施策目標の達成に直結する。		
(6)	失業給付受給者等就職援助対策費 (—)	48.3億円 (43.4億円)	45.3億円	39.0億円	1,2,3	失業給付受給者等の早期再就職を支援するため、就職支援セミナーの集中的実施や、就職支援ナビゲーター(早期再就職支援分)を配置して担当者制による求職者の個々の状況に応じた体系的かつ計画的な一貫した就職支援等、各種の支援措置を行う。				決定次第記載予定	本事業を実施することにより、ハローワークの就職・充足促進が図られ、施策目標の達成に直結する。		
(7)	求人確保・求人者指導援助推進費 (平成23年度)	48.0億円 (45.0億円)	46.6億円	41.9億円	1,3	主要なハローワークに「求人開拓推進員」を配置し、事業所訪問等による求人開拓を行うことで、より多くの充足が見込まれる求人の量的確保や、正社員求人をはじめとする求職者のニーズに適合する求人の確保を推進するとともに、事業所情報の収集、求人充足を図るための相談・助言・情報提供等を通じて、求人・求職の積極的なマッチングを推進する。				決定次第記載予定	本事業を実施することにより、ハローワークの就職・充足促進が図られ、施策目標の達成に直結する。		

	(8) 人材サービス関連情報提供等事業費 (平成25年度)	—	—	1.2億円	4	① 官民連携した雇用情報システムである「しごと情報ネット」の運営を実施 ② 適格紹介に向けた具体的な取組みを行っている事業者を推奨し、求人者と求職者との早期マッチングを促進する仕組みの構築を実施 ③ 職業紹介事業者の適正な事業運営の推進を実施 ④ 求人情報誌、インターネットサイト等で求人情報を提供する民間求人情報提供事業者に対し、求人情報の適正化のための指導・援助を実施 ⑤ 労働力需給調整制度に関する専用サイト「人材サービス総合サイト」を稼働し、許可・届出事業者一覧をはじめ、労働力需給調整制度の周知や最新情報等の情報提供を行う。 ⑥ 都道府県労働局職員に対する現状における職業紹介事業の問題点の認識、課題の共有等を図るため全国担当者会議を開催	決定次第記載予定	官民連携した雇用情報システムである「しごと情報ネット」の運営を通じ、労働市場に適正かつ信頼できる求人情報を提供し、もって、早期の再就職等労働者の雇用の安定及び需給調整機能の強化に資する。
	(9) 労働者派遣事業の適正な運営に係る経費 (平成23年度)	8.1億円 (6.3億円)	7.8億円	7.6億円	5	① 労働者の雇用の安定に係る説明会等の実施・リーフレットによる派遣元事業主、派遣労働者等への周知・派遣元事業主、派遣先、請負事業主及び発注者等労働者派遣事業の関係者に対する説明会等の実施・派遣労働者への説明会及び相談会の実施 ② 派遣元事業主、派遣先、派遣労働者等からの相談体制の強化	決定次第記載予定	派遣元・先や派遣労働者を集めた説明会や相談会の開催を通じ、改正法を円滑に施行することで、労働者派遣事業の適正な運営の確保と派遣労働者の雇用の安定を図るという目的を達成する。
	派遣・請負業界における事業者の質的向上のための取組の推奨について(旧:請負事業適正化・雇用管理改善推進事業費) (平成19年度)	0.3億円 (0.2億円)	0.2億円	0.4億円	—	① ガイドライン等を活用した請負事業主及び発注元事業主に対する適正化 ② 雇用管理改善に関する相談支援・請負事業の適正化及び雇用管理の改善に取り組む請負事業主を認定する制度の実施 ③ 製造請負事業改善推進協議会の開催	決定次第記載予定	派遣・請負業界における事業者の質的向上のため、優良な事業者を認定することを通じて、民間の需給調整機能の強化を図る。
	労働者派遣等労働力需給調整システム実態把握事業費 (平成23年度)	0.5億円 (0.0億円)	0.8億円	0.7億円	—	① 製造業務派遣と登録型派遣の在り方の検討のための実態調査 ② 特定労働者派遣事業の在り方の検討のための実態調査 ③ 日雇派遣の原則禁止についての施行状況に関する実態調査 ④ 職業紹介事業者の実態調査 ⑤ 職業紹介等を活用する一般の事業者の実態調査	決定次第記載予定	労働者派遣の実態を適切に把握し、派遣事業所の適切な運営及び派遣労働者の保護と雇用の安定等を図るための支援策・対応策等につなげる。 職業紹介の実態を適切に把握し、民間の職業紹介事業所の適切な運営を図るための支援策・対応策等につなげる。

(厚生労働省25(V-2-2))

* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名	福祉から自立へ向けた職業キャリア形成の支援等をする事(施策目標Ⅴ－2－2)				担当部局名		職業能力開発局能力開発課		作成責任者名		能力開発課長 志村 幸久														
施策の概要	本施策は、働くことを希望する障害者の社会的自立の促進のために実施しています。				政策体系上の位置付け		基本目標Ⅴ 労働者の職業能力の開発及び向上を図るとともに、その能力を十分に発揮できるような環境整備をすること 施策大目標2 働く者の職業生涯を通じた持続的な職業キャリア形成への支援をすること																		
予算書との関係	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 一般会計 (項)障害者等職業能力開発支援費[平成25年度予算額:4,693,053千円] 労働保険特別会計雇用勘定 (項)障害者職業能力開発支援費[平成25年度予算額:1,042,064千円] 東日本大震災復興特別会計 (項)社会保障等復興政策費[平成25年度予算額:80,391千円]				関連施策		基本目標Ⅴ(労働者の職業能力の開発及び向上を図るとともに、その能力を十分に発揮できるような環境整備をすること)の施策大目標Ⅴ－1(多様な職業能力開発の機会を確保すること)の施策中目標Ⅴ－1－1(多様な職業能力開発の機会を確保すること)は、職業訓練により労働者の職業能力開発支援を行うという点で、評価対象施策と関連しています。																		
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第5条に基づき策定した第9次職業能力開発基本計画において、「障害者に対しては、障害者の障害特性やニーズに応じた専門的な職業訓練を行う施設である障害者職業能力開発校の設置・運営や、障害者の態様に応じた多様な委託訓練の実施により、引き続き障害特性等にきめ細かに配慮した訓練を実施する必要がある。」とされています。								政策評価実施予定 時期(評価予定表)		<table><tr><td>2 4</td><td>2 5</td><td>2 6</td><td>2 7</td><td>2 8</td></tr><tr><td>モ二</td><td>モ二</td><td>実績</td><td>モ二</td><td>モ二</td></tr></table>					2 4	2 5	2 6	2 7	2 8	モ二	モ二	実績	モ二	モ二
2 4	2 5	2 6	2 7	2 8																					
モ二	モ二	実績	モ二	モ二																					
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値		最新値	年度	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠																
					24年度	25年度																			
	1 障害者職業能力開発校の修了者における就職率	60.0%	平成22年度	65.0%	平成29年度	60.0%	61.0%	65.9%		平成23年度	障害者職業能力開発校は職業能力開発促進法に基づき設置されているが、職業能力開発促進法の目的に、職業に必要な労働者の能力を開発し、及び向上させることを促進し、もって職業の安定を図る旨が定められていることを踏まえ、障害者職業能力開発校の受講者の就職率を測定指標として選定した。 障害者職業能力開発校においては、職業訓練上特別な支援を要する障害者を重点的に受け入れており、就職が困難な特別支援障害者の割合が今後も増加することが見込まれており、また、「重点施策実施5か年計画」(P)において障害者職業能力開発校の修了者における就職率を平成29年度に65%とすることとしており、過去の実績の傾向も踏まえて目標値を設定している。														
2 障害者委託訓練修了者における就職率	43.8%	平成22年度	55.0%	平成29年度	50.0%	51.0%	44.4%	平成23年度	障害者委託訓練は職業能力開発促進法に基づき実施されているが、職業能力開発促進法の目的に、職業に必要な労働者の能力を開発し、及び向上させることを促進し、もって職業の安定を図る旨が定められていることを踏まえ、障害者委託訓練の受講者の就職率を測定指標として選定した。 「重点施策実施5か年計画」(P)において、障害者の委託訓練修了者における就職率を平成29年度に55%とすることとしており、過去の実績の傾向も踏まえて目標値を設定している。																
測定指標	目標			目標年度	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠																				
—	—			—	—																				
(参考)測定指標	平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度																
3 障害者職業能力開発校の修了者における就職者数	941		924		1,043		1,096		—																
4 障害者の委託訓練修了者における就職者数	2,046		2,346		2,526		2,290		—																

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		25年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要	達成手段 の目標 (25年度)	施策目標達成への寄与の内容
	23年度	24年度					
(1) 障害者職業能力開発校運営委託費 (昭和22年度)	28億円 (27億円)	27億円	26億円	1	一般の職業能力開発校において職業訓練を受けることが困難な障害者に対して、その障害特性に適応した専門的な職業訓練を行うため、国は職業能力開発促進法第16条の規定に基づき障害者職業能力開発校を設置し、その一部について運営を都道府県に委託している。障害者職業能力開発校は、一般の職業能力開発校において職業訓練を受けることが困難な障害者に対して、職業訓練機会を提供することのできる唯一の機関であり、障害の重度化、訓練ニーズの多様化に対応した訓練科目の整備等を図り障害者の雇用の促進に資する。	就職率:61%	職業訓練上特別な支援を要する障害者に重点を置きつつ、障害特性に応じた職業訓練を実施することで、職業能力の向上を図り、就労を支援する。
障害者の態様に応じた多様な委託 (2) 訓練の実施 (平成16年度)	16億円 (11億円)	15億円	13億円	2	特例子会社、重度障害者多数雇用事業所、社会福祉法人、NPO法人等多様な委託訓練先を活用し、個々の障害者及び企業の人材ニーズに対応した職業訓練のコーディネートを行い、企業の人材ニーズに対応した就職促進及び就職後の雇用継続に資する訓練を機動的に実施する。	就職率:51%	多様な機関を活用して、知識・技能習得訓練コースや実践能力習得訓練コース等個々の障害者及び企業の人材ニーズに対応した職業訓練を実施することで、職業能力の向上を図り、就労を支援する。

(厚生労働省25(Ⅵ－2－2))

* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名	児童の健全な育成及び資質の向上に必要なサービスを提供すること(施策目標Ⅵ-2-2)				担当部局名		雇用均等・児童家庭局育成環境課		作成責任者名		育成環境課長: 杉上 春彦														
施策の概要	本施策は、「放課後児童クラブの登録児童数を拡大すること」を目標の柱にして実施しています。				政策体系上の位置付け		基本目標Ⅵ 男女がともに能力を発揮し、安心して子どもを産み育てるなどを可能にする社会づくりを推進すること 施策大目標Ⅵ-2 利用者のニーズに対応した多様な保育サービスなどの子育て支援事業を提供し、子どもの健全な育ちを支援する社会を実現すること																		
予算書との関係	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項) 育成事業費(一部)[平成25年度予算額: 33, 284, 192千円]				関連施策		基本目標Ⅵ(男女がともに能力を発揮し、安心して子どもを産み育てるなどを可能にする社会づくりを推進すること)の施策大目標2(利用者のニーズに対応した多様な保育サービスなどの子育て支援事業を提供し、子どもの健全な育ちを支援する社会を実現すること)の施策目標2-1(地域における子育て支援等施策の推進を図ること)と2-3(保育所の受入児童数を拡大するとともに、多様なニーズに対応できる保育サービスを確保すること)は、ともに地域における子育て支援という点で、本施策と関連しています。																		
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	○児童福祉法第6条の3第2項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童に対し、授業の終了後に児童厚生施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ることを目的として放課後児童クラブ関連の事業を実施しており、現在は以下の通知等によりその推進を図っています。 ・「放課後子どもプラン推進事業の国庫補助について」 (文部科学事務次官、厚生労働事務次官連名通知 平成19年3月30日 18文科生第586号、厚生労働省発雇児第0330019号) ・「放課後子どもプラン推進事業の実施について」 (文部科学省生涯学習政策局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知 平成19年3月30日 18文科生第587号、雇児発第0330039号) ・子ども子育てビジョン(平成22年1月29日 閣議決定)								政策評価実施予定 時期(評価予定表)		<table><tr><td>24</td><td>25</td><td>26</td><td>27</td><td>28</td></tr><tr><td>実績</td><td>モニ</td><td>実績</td><td>モニ</td><td>モニ</td></tr></table>					24	25	26	27	28	実績	モニ	実績	モニ	モニ
24	25	26	27	28																					
実績	モニ	実績	モニ	モニ																					
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値		最新値	年度	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠																
					24年度	25年度																			
1 放課後児童クラブの提供割合	21%	平成21年度	32%	平成26年度	—	—	23%	平成24年度	子ども・子育てビジョン(平成22年1月29日閣議決定)において、平成29年度に40%に達する潜在需要に対し、平成26年度までに32%のサービス提供割合(小学1～3年生)を目指すこととされているので、当該数値を目標値とした。																
測定指標	目標			目標年度	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠																				
2 放課後児童クラブの基準策定	放課後児童クラブの設備及び運営基準に関する省令を策定する			25年度	改正児童福祉法第34条の8の2により、国が放課後児童健全育成事業の設備及び運営について基準を定めることになっているため。																				
3 基本指針の策定	放課後児童クラブ関連施策を総合的に推進するための基本的な指針を策定する			25年度	子ども・子育て支援法第60条により、国は放課後児童健全育成事業を含む施策を総合的に推進するため、提供体制の確保の内容、実施時期等についての基本的な指針(基本指針)を定めることになっているため。																				
(参考)測定指標	平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度																
—	—		—		—		—		—																

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		25年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要	達成手段 の目標 (25年度)	施策目標達成への寄与の内容
	23年度	24年度					
(1) 放課後児童健全育成事業費等 (昭和51年度)	267億円 (223億円)	279億円	287億円	1	児童福祉法第6条の3第2項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童に対し、授業の終了後に児童厚生施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供する放課後児童クラブの運営のために必要な経費の補助を行う。	—	放課後児童クラブのか所数の増加を図ることにより、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童に対し、適切な遊び及び生活の場を広く提供することとなるため、測定指標である「放課後児童クラブの提供割合」を押し上げる効果があると思込んでいる。
(2) 放課後子ども環境整備等事業費 (平成17年度)	10億円 (3億円)	5億円	5億円	1	学校の余裕教室等を改修して、新たに放課後児童クラブを設置する際の改修等に必要な経費の補助を行う。	—	放課後児童クラブのか所数の増加を図ることにより、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童に対し、適切な遊び及び生活の場を広く提供することとなるため、測定指標である「放課後児童クラブの提供割合」を押し上げる効果があると思込んでいる。
(3) 放課後児童クラブ整備費 (平成6年度)	37億円 (23億円)	23億円	23億円	1	放課後児童健全育成事業を実施するための施設の整備に要する経費の補助を行う。	—	放課後児童クラブのか所数の増加を図ることにより、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童に対し、適切な遊び及び生活の場を広く提供することとなるため、測定指標である「放課後児童クラブの提供割合」を押し上げる効果があると思込んでいる。

（厚生労働省25（Ⅵ－4－1））

* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名	児童虐待防止や配偶者による暴力被害者等への支援体制の充実を図ること(施策目標Ⅵ－4－1)	担当部局名	雇用均等・児童家庭局虐待防止対策室、家庭福祉課	作成責任者名	虐待防止対策室長 為石摩利夫 家庭福祉課長 小野太一									
施策の概要	本施策は、次の項目を柱に実施しています。 ①児童虐待の発生予防から早期発見・早期対応の体制を充実すること ②虐待を受けた子どもの保護・支援のための体制を整備すること ③配偶者による暴力被害者等の相談、保護及び支援のための体制を整備すること	政策体系上の位置付け	基本目標Ⅵ 男女がともに能力を発揮し、安心して子どもを産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること 施策大目標Ⅵ－4 児童虐待や配偶者による暴力等の発生予防から保護・自立支援までの切れ目のない支援体制を整備すること											
予算書との関係	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項)児童虐待等防止対策費 [平成25年度予算案額: 96,606百万円] (項)子ども・子育て支援対策費 (目)子育て支援対策臨時特例交付金(安心こども基金)(一部) [平成24年度補正予算額: 55,675百万円]	関連施策	－											
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	児童虐待への対応については、平成12年に施行された児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)が、平成16年及び平成19年に改正されるなどして、制度的な対応について充実が図られてきました。 また、児童福祉法(昭和22年法律第164号)においても、平成16年の改正により、要保護児童対策地域協議会の法定化等が行われたほか、平成20年改正により、新たな子育て支援サービスの創設、虐待を受けた子ども等に対する家庭的環境における養育の充実、要保護児童対策地域協議会の機能強化等が行われるなどの体制整備が行われ、平成23年には「民法等の一部を改正する法律」により、児童虐待の防止等を図り、児童の権利利益を擁護する観点から、親権の停止制度を新設し、法人又は複数の未成年後見人の選任を認めるなどの改正が行われてきました。 しかしながら、子どもの生命が奪われるなど重大な児童虐待事件が後を絶たず、全国の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数も増加を続け、平成23年度には59,919件となるなど、依然として社会全体で取り組むべき重要な課題となっています。 配偶者による暴力〔DV(ドメスティック・バイオレンス)〕の問題については、婦人相談所等における夫等の暴力の相談件数および相談全体に占める夫等の暴力の割合が、年々増加するなど、配偶者からの暴力が深刻な社会問題となってきたこと等を背景として、平成13年4月に配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成13年法律第31号)(DV防止法)が成立しました。同法において、婦人相談所、婦人相談員、婦人保護施設が、配偶者からの暴力の被害者である女性(暴力被害女性)の相談・保護を行うこともその役割とされました。		政策評価実施予定 時期(評価予定表)											
<table><tr><td>2 4</td><td>2 5</td><td>2 6</td><td>2 7</td><td>2 8</td></tr><tr><td>モ二</td><td>モ二</td><td>実績</td><td>モ二</td><td>モ二</td></tr></table>					2 4	2 5	2 6	2 7	2 8	モ二	モ二	実績	モ二	モ二
2 4	2 5	2 6	2 7	2 8										
モ二	モ二	実績	モ二	モ二										

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値		最新値	年度	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠
					24年度	25年度			
1 子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の調整機関に専門職員を配置している市町村の割合	58.3%	平成21年度	80%	平成26年度	－	－	64.8%	平成23年度	虐待を受けた子ども等については、地域において関係機関が連携して対応していく必要があるが、その中心的な役割を果たす子どもを守る地域ネットワークの調整機関に専門職員を配置することにより対応を強化していく必要があるため、指標を設定している。 子ども・子育てビジョン（平成22年1月29日閣議決定）において定められた数値目標である。
2 小規模グループケアの実施	446か所	平成20年度	800か所	平成26年度	－	－	650か所	平成23年度	虐待を受けた子ども等、家庭での養育に欠ける子どもの支援については、できる限り家庭的な環境の下で養育を行うことが重要となるため、指標として選定している。 子ども・子育てビジョン（平成22年1月29日閣議決定）において定められた数値目標である。
3 地域小規模児童養護の実施	171か所	平成20年度	300か所	平成26年度	－	－	221か所	平成23年度	虐待を受けた子ども等、家庭での養育に欠ける子どもの支援については、できる限り家庭的な環境の下で養育を行うことが重要となるため、指標として選定している。 子ども・子育てビジョン（平成22年1月29日閣議決定）において定められた数値目標である。
4 里親等委託の実施（委託率）	10.4%	平成20年度	16.0%	平成26年度	－	－	13.5%	平成23年度	虐待を受けた子ども等、家庭での養育に欠ける子どもの支援については、できる限り家庭的な環境の下で養育を行うことが重要となるため、指標として選定している。 子ども・子育てビジョン（平成22年1月29日閣議決定）において定められた数値目標である。
5 配偶者からの暴力被害者の来所相談件数	27,453	平成23年度	前年度以上	毎年度	27453以上	前年度以上	27,453	平成23年度	DV被害者支援における相談体制の整備は、家庭内に滞在するDV事案の顕在化を図る上で重要であり、第3次男女共同参画基本計画（H22. 12月）において、「相談しやすい体制等の整備」が盛り込まれている。 「配偶者からの暴力被害者からの来所相談件数」の増加は、DV被害者への支援体制（相談しやすい体制）強化への取組に一定の成果を示すものであるため、指標として選定している。

測定指標	目標		測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠
		目標年度	
－	－	－	－

（参考）測定指標		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度			
—		—		—		—		—		—			
達成手段 （開始年度）		補正後予算額（執行額）		25年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要	達成手段 の目標 （25年度）	施策目標達成への寄与の内容					
		23年度	24年度										
(1) 児童虐待・DV対策等総合支援事業 （平成17年度）		21億円 （19億円）	22億円	37億円	1,2,3,4	都道府県が次の事業を実施する場合に要する経費の補助を行う。 ①児童虐待防止対策支援事業、②ひきこもり等児童福祉対策事業、③児童家庭支援センター運営等事業、④里親支援機関事業、⑤基幹的職員研修事業、⑥身元保証人確保対策事業、⑦婦人相談員活動強化事業、⑧売春防止活動・DV対策機能強化事業、⑨児童虐待防止医療ネットワーク事業	—	児童虐待・DV対策等総合支援事業の補助を行うことにより、虐待等を受けた子ども等に対する都道府県の取組を促進し、一層の支援を図ることができると見込んでいる。 また、婦人相談員活動強化事業や売春防止・DV対策機能強化事業を実施することにより、休日夜間の電話相談や都道府県内で、関係機関のネットワークの構築等が行われ、配偶者による暴力被害者等の相談、保護及び支援体制整備の促進を図ることができると見込んでいる。					
(2) 小規模グループケア及び地域小規模児童養護施設の実施要件の緩和 （平成23年度）		—	—	—	2,3	通知を改正し、都道府県等が従来は1本体施設当たり原則として2か所までしか指定できなかった制度を改め、施設の小規模化及び地域分散化に関する計画を着実に推進する等の所要の要件を満たすことを条件として最大6か所まで指定できることとした。	—	施設の小規模化を促進することにより、子どもの支援の質の向上を図ることができると見込んでいる。					
(3) 児童保護費等負担金 （昭和23年度）		835億円 （835億円）	893億円	908億円	2,3	虐待を受けて児童養護施設等に入所する児童や里親に委託された児童等の早期家庭復帰及び社会的自立を支援するため、これら社会的養護施設に入所する被措置児童等に要する費用として都道府県等が支弁する経費に対し国がその2分の1を負担する。 小規模グループによるケアや地域小規模児童養護を推進している児童養護施設等には職員を加配する。	—	小規模グループケア等に対する職員の加配により、施設の小規模化を促進し、子どもの支援の質を図ることができると見込んでいる。					
(4) 里親委託ガイドラインの活用の促進 里親推進の取組事例の紹介 （平成23年度）		—	—	—	4	里親委託優先の原則を明示し、里親委託の運営方法についての留意事項を整理した里親委託ガイドラインを策定し、都道府県等に通知した。また、里親委託率の増加幅の大きい自治体における取組事例をとりまとめて紹介した。 これらによって、各自治体の里親委託を促していく。	—	里親委託ガイドラインを策定・通知することにより、各自治体における里親委託を促すことができると見込んでいる。					
(5) 「社会的養護の課題と将来像」に基づく取組の推進 （平成23年度）		—	—	—	2,3,4	児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会、社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会で、「社会的養護の課題と将来像」をとりまとめ、これに基づき、家庭的養護の推進、虐待を受けた子どもなどに対する専門的ケアの充実、施設運営の質の向上、自立支援の充実、子どもの権利擁護、人員配置の充実などを進めている。	—	「社会的養護の課題と将来像」に基づき、各種取組を進めることにより、虐待を受けた子ども等に対する一層の支援を図ることができると見込んでいる。					
(6) 婦人相談所運営費負担金 （平成14年度）		0.19億円 （0.16億円）	0.19億円	0.17億円	5	都道府県域内での要保護女子等の婦人保護施設等への移送、一時保護した人身取引被害者等への生活支援（通訳の雇上、医療費の負担等）、DV被害者等の他都道府県の婦人相談所等への移動等を都道府県が行う場合に要する経費を負担する。	—	都道府県域内での要保護女子等の婦人保護施設等への移送等に要する経費を負担することにより、配偶者による暴力被害者等の相談、保護及び支援のための体制の整備の促進を図ることができると見込んでいる。					
(7) 安心こども基金		平成24年度補正予算まで 総額6,842億円の内数		—	1	「子どもを守る地域ネットワーク」（要保護児童対策地域協議会）の機能強化を図るため、コーディネーターの専門性強化に向けた研修などの取組を支援するとともに、ネットワーク関係機関の連携強化を図るための取組を支援する。	—	「子どもを守る地域ネットワーク」（要保護児童対策地域協議会）の機能強化のための取組を支援することにより、施策の概要①児童虐待の発生予防から早期発見・早期対応の体制充実を図る。					

「厚生労働省における事後評価の実施に関する計画（案）（平成25年度）」別紙1

②医療・衛生WG関係

(厚生労働省25(Ⅰ－2－2))

* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名	医療従事者の資質の向上を図ること(施策目標Ⅰ－2－2)				担当部局名		医政局医事課、歯科保健課、看護課		作成責任者名		医事課長 田原 克志 歯科保健課長 上條 英之 看護課長 岩澤 和子														
施策の概要	チーム医療や医師・歯科医師の臨床研修を推進すること、医療従事者に対する研修を実施すること等を通じて、医療従事者の資質向上を図ることで、質の高い医療サービスを提供できる体制を整備するために実施しています。				政策体系上の位置付け		基本目標Ⅰ 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標Ⅰ－1 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること																		
予算書との関係	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項)医療従事者資質向上対策費 [平成25年度予算額:14,661,572千円] (項)医療提供体制基盤整備費 [平成25年度予算額:22,700,000千円の内数]				関連施策		基本目標Ⅰ(安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること)の施策大目標2(必要な医療従事者を確保するとともに、資質の向上を図ること)の施策目標Ⅰ－2－1(今後の医療需要に見合った医療従事者の確保を図ること)は、医師確保対策という点で、評価対象施策と関連しています。																		
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	○ 近年、質が高く、安心で安全な医療を求める患者・家族の声が高まる一方で、医療の高度化や複雑化に伴う業務の増大により医療現場の疲弊が指摘されている。このような中、各々の高い専門性を前提とし、目的と情報を共有し、業務を分担するとともに互いに連携・補完し合い、患者の状況に的確に対応した医療を提供する「チーム医療」を推進する必要があり、厚生労働省では、様々な立場の有識者から構成される会議を開催し、医療従事者の質の向上に向け、日本の実情に即した医師、看護師等の協働・連携の在り方について検討を進めている。 ○ 医師・歯科医師としての基盤形成の時期に、患者を全人的に診ることができる基本的な能力を習得することにより資質の向上を図ることを目的とし、医師については2年以上、歯科医師について1年以上、臨床における研修を義務付けており、これに基づき、厚生労働大臣が指定した臨床研修病院において、臨床研修を実施している。 (根拠法令:医師法(昭和23年法律第201号)第16条の2、歯科医師法(昭和23年法律第202号)第16条の2) ○ 保健師、助産師、看護師及び准看護師(以下「看護師等」という。)は、免許を受けた後も、臨床研修その他の研修(保健師等再教育研修及び准看護師再教育研修を除く。)を受け、その資質の向上を図るように努めなければならないとされており、新人看護職員を対象とした臨床研修、専門分野における質の高い看護職員の育成を目的とした研修など、看護職員の資質向上を目的とした研修を実施している。 (根拠法令:保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第28条の2)								政策評価実施予定 時期(評価予定表)		<table><tr><td>2 4</td><td>2 5</td><td>2 6</td><td>2 7</td><td>2 8</td></tr><tr><td>モ二</td><td>モ二</td><td>実績</td><td>モ二</td><td>モ二</td></tr></table>					2 4	2 5	2 6	2 7	2 8	モ二	モ二	実績	モ二	モ二
2 4	2 5	2 6	2 7	2 8																					
モ二	モ二	実績	モ二	モ二																					
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値		最新値		測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠																
		基準年度		目標年度	24年度	25年度		年度																	
医師研修医の満足度調査(満足度5 1 段階評価のうち4段階以上の回答者の割合)	74%	平成20年度	前年度以上	毎年度	74%以上	前年度以上	74%	平成23年度	医療サービスの質の向上を指標により評価することは非常に困難であるが、臨床研修医が満足しているということは、臨床研修制度や各医療機関における研修内容が充実しているということでもあり、それが医師の質の向上にもつながるものであると考えられるため、当該指標を用いている。																
歯科医師研修歯科医の満足度調査 2 (満足度5段階評価のうち4段階以上の回答者の割合)	76%	平成22年度	前年度以上	毎年度	76%以上	前年度以上	76%	平成22年度 (平成23年度の結果は現在集計中)	医療サービスの質の向上を指標により評価することは非常に困難であるが、臨床研修歯科医が満足しているということは、臨床研修制度や各医療機関における研修内容が充実しているということでもあり、それが歯科医師の質の向上にもつながるものであると考えられるため、当該指標を用いている。																
3 看護師等における講習会・研修会等の修了者人数	19,822人	平成18年度	前年度以上	毎年度	平成23年度以上	前年度以上	61072人	平成22年度 (平成23年度の結果は現在集計中)	○看護師等については、医師や歯科医師のように、免許取得後の臨床も含めた研修が義務付けられておらず、基本的には、医療機関内で実施する研修や、関係団体が実施する研修に自主的に参加することで、質の向上を図っている。このため、厚生労働省では、各種研修会等を実施する者に対して支援を行っている。 ○医療サービスの質の向上を指標により評価することは非常に困難であるが、各種研修会等を修了する看護師等が増加することは、看護師等の質の向上にもつながるものであると考えられるため、当該指標を用いている。																
測定指標	目標			目標年度	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠																				

(参考)測定指標		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		
4 臨床研修指導医における講習会の修了者人数		8671人		6766人		5590人		5548人		-		
達成手段 (開始年度)		補正後予算額(執行額)		25年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要	達成手段 の目標 (25年度)	施策目標達成への寄与の内容				
		23年度	24年度									
(1) 臨床研修費補助金(医師) (昭和43年)		142億円	132億円	121億円	1	臨床研修の円滑な実施を図るため、公私立大学附属病院、臨床研修病院に対して指導の確保、医師不足地域及び産婦人科・小児科宿日直研修、へき地診療所研修、地域協議会の設置等にかかる補助を行っている。	—	将来専門とする分野にかかわらず、患者と良好な信頼関係の下に患者を全人的に診ることができるよう、①医師としての人格を涵養し、②プライマリ・ケアの基本的な診療能力を修得するとともに、③臨床研修に専念できる環境を整備すること、を基本的な考え方として、医療機関における環境整備に対する支援により確実な研修の実施を担保し、また、講習会により指導医の質を担保することで、効果的な臨床研修の実施と研修の質の向上につなげる。				
(2) 歯科臨床研修費補助金(平成9年度) 歯科医師臨床研修指導医講習会費 (平成9年度)		22.3億円	22.6億円	20.3億円	2	(臨床研修費補助金) 臨床研修施設における指導歯科医等の確保、研修プログラムの企画立案・管理、研修歯科医受け入れのための環境整備等に係る経費の補助。 (歯科医師臨床研修指導医講習会費) ① 歯科医師臨床研修指導医一般講習会 歯科医師臨床研修を効果的かつ効率的に行うためには、指導歯科医の資質に担うところが大きく、その指導能力の向上を図ることが重要であるから、講習会の実施にかかる経費を補助する。(平成23年度廃止) ② プログラム責任者講習会 歯科医師臨床研修のプログラム責任者を養成するために実施する講習会に必要な経費を補助する。	—	将来専門とする分野にかかわらず、患者と良好な信頼関係の下に患者を全人的に診ることができるよう、①歯科医師としての人格を涵養し、②プライマリ・ケアの基本的な診療能力を修得するとともに、③臨床研修に専念できる環境を整備すること、を基本的な考え方として、医療機関における環境整備に対する支援により確実な研修の実施を担保し、また、講習会により指導医の質を担保することで、効果的な臨床研修の実施と研修の質の向上につなげる。				
(3) 看護職員資質向上推進事業費 (①平成2年度、②平成6年度、③平成15年度、④平成12年度、⑤平成18年度、⑥平成2年度)		4.9億円	医療提供体制推進事業費補助金(250億円)の内数	医療提供体制推進事業費補助金(227億円)の内数	3	①看護教員の養成に携わる者に対して必要な知識、技術を習得させる。 ②実習指導者の任にある者に、看護教育における実習の意義・役割を理解させ、教育的配慮ができるように必要な知識・技術を習取得させる。 ③(看護職員専門分野研修)特定の看護分野において、熟練した看護技術と知識を用いた、水準の高い看護を実践できる認定看護師の育成を促進する。 ④(中堅看護職員研修:短期研修)看護職員の専門性の向上及び医療事故の防止等今日的課題への対応を図るため、実務経験がおおむね5年以上の看護職員を対象として研修を実施する。(中堅看護職員研修:中期研修)二大死因であるがん及び心筋梗塞、要介護状態の大きな原因となる脳卒中、認知症及び骨折などについて看護職員を対象とした研修を実施する。 ⑤(専門分野(がん・糖尿病)における質の高い看護師育成事業)がんや糖尿病患者に対する看護について、研修の実施に適した病院での実務研修を含めた研修を実施する。 ⑥⑤教育内容の向上を図るためのカリキュラム改正等に対応した教育の実施や、看護教員の成長段階別(新任期、中堅期、ベテラン期)に応じた研修を実施する。	看護師等における講習会・研修会等の修了者人数	①看護教員の養成に携わる者に対して必要な知識、技術を習得させ、もって看護教育の内容の充実向上を図る。 ②実習指導者の任にある者に、看護教育における実習の意義・役割を理解させ、教育的配慮ができるように必要な知識・技術を習得させる。 ③特定の看護分野において、熟練した看護技術と知識を用いた、水準の高い看護を実践できる認定看護師の育成を促進する。 ④(短期研修)看護職員の専門性の向上及び医療事故の防止等今日的課題への対応を図るため、実務経験がおおむね5年以上の看護職員を対象として研修を実施し、看護職員の資質の向上を図る。(中期研修)二大死因であるがん及び心筋梗塞、要介護状態の大きな原因となる脳卒中、認知症及び骨折については、看護が患者の予後に大きく影響することから、先端的化学研究の知見を臨床看護に応用し、専門的な看護ケアを提供するため、看護職員を対象とした研修を実施し、看護職員の資質向上を図る。 ⑤(専門分野(がん・糖尿病)における質の高い看護師育成事業)がん及び糖尿病の患者に対する看護ケアの充実のため、臨床実践能力の高い看護師の育成強化を推進するための実務研修を実施し、看護職員の資質向上を図る。 ⑥医療の高度化・国民のニーズの多様化といった変化を踏まえ、教育内容の向上を図るためのカリキュラム改正等に対応した教育の実施や、看護教員の成長段階別(新任期、中堅期、ベテラン期)に応じた研修を実施することにより、看護教員が生涯を通じてキャリアアップを図ることで、看護教員の質の向上に資する。				
(4) チーム医療実証事業(平成23年度限り) チーム医療普及推進事業(平成24年度限り) 多職種協働によるチーム医療の推進事業(平成25年度)		3.6億	0.8億円	0.4億円	-	○多職種協働によるチーム医療の推進事業 病院団体や各関係職種の職能団体等に委託し、職種間の相互理解やコミュニケーション能力を向上させることにより、多職種協働のチーム医療の取組を全国に普及させるために複数の医療関係職種が合同で行う研修事業	—	多種多様な医療スタッフがそれぞれの高い専門性を活用し、互いに連携・補完しながら、患者の状況に的確に対応した医療を提供する「チーム医療」を推進することで、医療の質の向上のみならず、効率的な業務の実施につながるものである。				
(5) 実践的な手術手技向上のための研修事業 (平成24年度)		-	0.5億円	0.5億円	-	全国で数カ所の大学(医学部)をサージカルトレーニングセンターとして選定し、他大学や医療機関の医師も含めて受け入れて行う手術手技向上のための遺体の利用(サージカルトレーニング)の取組を支援するとともに、その効果や運営上の問題点等について整理・検討を行う。	補助件数 (6箇所)	効果や運営上の問題点等について整理・検討を行うことで、遺体を使用した手術手技の修練を広く普及して、手技の向上による医療安全の向上を図れるとともに、医療技術や医療機器の研究開発に役立つものである。				

(厚生労働省25(Ⅰ－4－1))

* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名	政策医療を向上・均てん化させること				担当部局名	医政局国立病院課		作成責任者名	国立病院課長 土生栄二														
施策の概要	本施策は政策医療(国として担うべき医療)を推進するために実施しています。 (なお、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)に基づき、独立行政法人国立病院機構及び国立高度専門医療研究センターの評価については、独法評価委員会で評価が実施されています。)				政策体系上の位置付け	基本目標Ⅰ 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標Ⅰ-4 国が医療政策として担うべき医療(政策医療)を推進すること																	
予算書との関係	本施策は予算書の以下の項に対応しています。 (項)独立行政法人国立病院機構運営費[平成25年度予算額:230億円] (項)独立行政法人国立がん研究センター運営費[平成25年度予算額:74億円] (項)独立行政法人国立がん研究センター施設整備費[平成25年度予算額:0.3億円] (項)独立行政法人国立循環器病研究センター運営費[平成25年度予算額:46億円] (項)独立行政法人国立精神・神経医療研究センター運営費[平成25年度予算額:45億円] (項)独立行政法人国立精神・神経医療研究センター施設整備費[平成25年度予算額:4億円] (項)独立行政法人国立国立国際医療研究センター運営費[平成25年度予算額:69億円] (項)独立行政法人国立国立国際医療研究センター施設整備費[平成25年度予算額:3億円] (項)独立行政法人国立国立成育医療研究センター運営費[平成25年度予算額:40億円] (項)独立行政法人国立国立長寿医療研究センター運営費[平成25年度予算額:35億円] (項)独立行政法人国立国立長寿医療研究センター施設整備費[平成25年度予算額:2億円]				関連施策	－																	
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	歴史的・社会的な経緯等により民間等での対応が困難な医療や高度先駆的な医療については、国が医療政策として担うべき(政策医療)ものとされています。 各国立高度専門医療研究センター(国立がん研究センター、国立循環器病研究センター、国立精神・神経医療研究センター、国立国際医療研究センター、国立成育医療研究センター、国立長寿医療センター)及び国立病院機構においては、臨床研究、教育研修及び情報発信などを行い、効率的かつ効果的に政策医療の開発・確立および均てん化を図っています。							政策評価実施予定 時期(評価予定表)	<table><tr><td>2 4</td><td>2 5</td><td>2 6</td><td>2 7</td><td>2 8</td></tr><tr><td>モ二</td><td>モ二</td><td>実績</td><td>モ二</td><td>モ二</td></tr></table>					2 4	2 5	2 6	2 7	2 8	モ二	モ二	実績	モ二	モ二
2 4	2 5	2 6	2 7	2 8																			
モ二	モ二	実績	モ二	モ二																			
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値		最新値	年度	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠														
1 治験受入件数(製造販売後臨床試験を含む)	1,174	平成23年度	前年度以上	毎年度	1,174以上	前年度以上	1,174	平成23年度	国立高度専門医療研究センター及び国立病院機構は、中期計画において治験の実施件数を増加させることを目標としている。 新薬・新医療機器等の研究及び治験を実施することで、その有効性や安全性の検証のもと新規開発が促進される。より良い医療をより早く患者に提供することを目的とした政策医療推進のため、臨床研究における治験を測定指標とし、目標値を前年度以上とした。														
2 発表論文数(掲載に専門家の審査が必要となる国際的に評価される専門的学術雑誌に掲載された学術論文)	4,185	平成23年度	前年度以上	毎年度	4,185以上	前年度以上	4,185	平成23年度	国立高度専門医療研究センター及び国立病院機構は、中期計画において臨床研究を推進することを目標としている。 国際的に評価される専門誌等で論文を発表することで、新たな知見の普及や更なる研究の推進につながることから、発表論文数を測定指標とし、目標値を前年度以上とした。														
3 研修会受入人数	268,807	平成23年度	前年度以上	毎年度	268,807以上	前年度以上	268,807	平成23年度	国立高度専門医療研究センター及び国立病院機構は、中期計画において医療従事者の育成を積極的に行うことを目標としている。 研修会と実施することで、医療従事者の育成を積極的に行い、先端医療の取得と普及を促進する。このような教育研修を目的とした政策医療を推進するため、研修会受入人数を測定指標とし、目標値を前年度以上とした。														
4 ホームページアクセス件数	74,723,980	平成23年度	前年度以上	毎年度	74,723,980以上	前年度以上	74,723,980	平成23年度	国立高度専門医療研究センター及び国立病院機構は、中期計画において情報の発信を行うことを目標としている。 ホームページにおいて医療従事者のみならず一般国民を対象とした医療情報を発信することで、セミナー開催等国立高度専門医療研究センター及び国立病院機構の取組、疾病予防対策等、全国民が医療への理解を深めることができる。このような情報発信を目的とした政策医療を推進するため、ホームページアクセス件数を測定指標とし、目標値を前年度以上とした。														

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		25年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要	達成手段 の目標 (25年度)	施策目標達成への寄与の内容
	23年度	24年度					
(1) 独立行政法人国立病院機構運営費 (平成16年度)	362億円 (362億円)	286億円	230億円	1,2,3,4	独立行政法人国立病院機構は、医療の提供、医療に関する調査及び研究並びに技術者の研修等を行うことにより、政策医療の向上を図り公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的としている。その事業運営に必要な経費を交付することにより、同機構の業務の円滑な実施及び推進を図る。	—	独立行政法人国立病院機構運営費を交付することにより、同機構が行う医療の提供、医療に関する調査及び研究並びに技術者の研修等が円滑に実施され、政策医療の向上・均てん化の促進が図られると見込んでいる。
(2) 独立行政法人国立がん研究センター運営費(平成22年度)	88億円 (88億円)	81億円	74億円	1,2,3,4	独立行政法人国立がん研究センターは、がんその他悪性新生物に係る医療に関して、研究・開発、医療の提供、医療従事者の研修、情報発信及び政策提言等を行うことにより、政策医療の向上を図り公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的としている。その事業運営に必要な経費を交付することにより、同機構の業務の円滑な実施及び推進を図る。	—	独立行政法人国立がん研究センター運営費を交付することにより、同センターが行うがんその他悪性新生物に係る医療に関して、研究・開発、医療の提供、医療従事者の研修、情報発信及び政策提言等が円滑に実施され、政策医療の向上・均てん化の促進が図られると見込んでいる。
(3) 独立行政法人国立がん研究センター施設整備費(平成22年度)	25億円 (25億円)	19億円	0.3億円	1,2,3,4	独立行政法人がん研究センターはがんその他悪性新生物に係る医療に関して、研究・開発、医療の提供、医療従事者の研修、情報発信及び政策提言等を行うことにより、政策医療の向上を図り公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的としている。同センターが行う研究等の施設整備にかかる経費の一部を補助することにより、業務の円滑な実施及び推進を図る。	—	独立行政法人国立がん研究センター施設整備費を交付することにより、同センターが行うがんその他悪性新生物に係る医療に関して、研究・開発、医療の提供、医療従事者の研修、情報発信及び政策提言等が円滑に実施され、政策医療の向上・均てん化の促進が図られると見込んでいる。
(4) 独立行政法人国立循環器病研究センター運営費(平成22年度)	54億円 (54億円)	50億円	46億円	1,2,3,4	独立行政法人国立循環器病研究センターは循環器病に係る医療に関して、研究・開発、医療の提供、医療従事者の研修、情報発信及び政策提言等を行うことにより、政策医療の向上を図り公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的としている。その事業運営に必要な経費を交付することにより、同機構の業務の円滑な実施及び推進を図る。	—	独立行政法人国立循環器病研究センター運営費を交付することにより、同センターが行う循環器病に係る医療に関して、研究・開発、医療の提供、医療従事者の研修、情報発信及び政策提言等が円滑に実施され、政策医療の向上・均てん化の促進が図られると見込んでいる。
(5) 独立行政法人国立精神・神経医療研究センター運営費(平成22年度)	45億円 (45億円)	47億円	45億円	1,2,3,4	独立行政法人国立精神・神経研究センターは精神・神経疾患等に係る医療に関して、研究・開発、医療の提供、医療従事者の研修、情報発信及び政策提言等を行うことにより、政策医療の向上を図り公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的としている。その事業運営に必要な経費を交付することにより、同機構の業務の円滑な実施及び推進を図る。	—	独立行政法人国立精神・神経医療研究センター運営費を交付することにより、同センターが行う精神・神経疾患等に係る医療に関して、研究・開発、医療の提供、医療従事者の研修、情報発信及び政策提言等が円滑に実施され、政策医療の向上・均てん化の促進が図られると見込んでいる。
(6) 独立行政法人国立精神・神経医療研究センター施設整備費(平成22年度)	23億円 (23億円)	13億円	4億円	1,2,3,4	独立行政法人国立精神・神経研究センターは精神・神経疾患等に係る医療に関して、研究・開発、医療の提供、医療従事者の研修、情報発信及び政策提言等を行うことにより、政策医療の向上を図り公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的としている。同センターが行う研究等の施設整備にかかる経費の一部を補助することにより、業務の円滑な実施及び推進を図る。	—	独立行政法人国立精神・神経医療研究センター施設整備費を交付することにより、同センターが行う精神・神経疾患等に係る医療に関して、研究・開発、医療の提供、医療従事者の研修、情報発信及び政策提言等が円滑に実施され、政策医療の向上・均てん化の促進が図られると見込んでいる。
(7) 独立行政法人国立国際医療研究センター運営費(平成22年度)	75億円 (75億円)	71億円	69億円	1,2,3,4	独立行政法人国立国際医療研究センターは感染症その他の疾患に係る医療に関して、研究・開発、医療の提供、医療従事者の研修、情報発信及び政策提言等を行うことにより、政策医療の向上を図り公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的としている。その事業運営に必要な経費を交付することにより、同機構の業務の円滑な実施及び推進を図る。	—	独立行政法人国立国際医療研究センター運営費を交付することにより、同センターが行う感染症その他の疾患に係る医療に関して、研究・開発、医療の提供、医療従事者の研修、情報発信及び政策提言等が円滑に実施され、政策医療の向上・均てん化の促進が図られると見込んでいる。
(8) 独立行政法人国立国際医療研究センター施設整備費(平成22年度)	15億円 (13億円)	13億円	3億円	1,2,3,4	独立行政法人国立国際医療研究センターは感染症その他の疾患に係る医療に関して、研究・開発、医療の提供、医療従事者の研修、情報発信及び政策提言等を行うことにより、政策医療の向上を図り公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的としている。同センターが行う研究等の施設整備にかかる経費の一部を補助することにより、業務の円滑な実施及び推進を図る。	—	独立行政法人国立国際医療研究センター施設整備費を交付することにより、同センターが行う感染症その他の疾患に係る医療に関して、研究・開発、医療の提供、医療従事者の研修、情報発信及び政策提言等が円滑に実施され、政策医療の向上・均てん化の促進が図られると見込んでいる。
(9) 独立行政法人国立成育医療研究センター運営費(平成22年度)	47億円 (47億円)	43億円	40億円	1,2,3,4	独立行政法人国立成育医療研究センターは成育に係る疾患に係る医療に関して、研究・開発、医療の提供、医療従事者の研修、情報発信及び政策提言等を行うことにより、政策医療の向上を図り公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的としている。その事業運営に必要な経費を交付することにより、同機構の業務の円滑な実施及び推進を図る。	—	独立行政法人国立成育医療研究センター運営費を交付することにより、同センターが行う成育に係る疾患に係る医療に関して、研究・開発、医療の提供、医療従事者の研修、情報発信及び政策提言等が円滑に実施され、政策医療の向上・均てん化の促進が図られると見込んでいる。
(10) 独立行政法人国立長寿医療研究センター運営費(平成22年度)	36億円 (36億円)	37億円	35億円	1,2,3,4	独立行政法人国立長寿医療研究センターは加齢に伴う疾患に係る医療に関して、研究・開発、医療の提供、医療従事者の研修、情報発信及び政策提言等を行うことにより、政策医療の向上を図り公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的としている。その事業運営に必要な経費を交付することにより、同機構の業務の円滑な実施及び推進を図る。	—	独立行政法人国立長寿医療研究センター運営費を交付することにより、同センターが行う加齢に伴う疾患に係る医療に関して、研究・開発、医療の提供、医療従事者の研修、情報発信及び政策提言等が円滑に実施され、政策医療の向上・均てん化の促進が図られると見込んでいる。
(11) 独立行政法人国立長寿医療研究センター施設整備費(平成22年度)	11億円 (11億円)	6億円	2億円	1,2,3,4	独立行政法人国立長寿医療研究センターは加齢に伴う疾患に係る医療に関して、研究・開発、医療の提供、医療従事者の研修、情報発信及び政策提言等を行うことにより、政策医療の向上を図り公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的としている。同センターが行う研究等の施設整備にかかる経費の一部を補助することにより、業務の円滑な実施及び推進を図る。	—	独立行政法人国立長寿医療研究センター施設整備費を交付することにより、同センターが行う加齢に伴う疾患に係る医療に関して、研究・開発、医療の提供、医療従事者の研修、情報発信及び政策提言等が円滑に実施され、政策医療の向上・均てん化の促進が図られると見込んでいる。

(厚生労働省25(Ⅰ－5－3))

* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名	適正な移植医療を推進すること(施策目標Ⅰ－5－3)					担当部局名	健康局疾病対策課臓器移植対策室		作成責任者名	臓器移植対策室長 間 隆一郎														
施策の概要	・臓器移植に関する研究及び臓器の提供のあっせんを行う等、臓器移植に関する普及啓発を行うことで臓器移植の公平かつ効果的な実施を図る。 ・白血病等の治療に有効な造血幹細胞移植(骨髄・末梢血幹細胞移植、さい帯血移植)を推進するため、あっせん体制の確保を図るとともに、骨髄等提供希望者(ドナー)や保存さい帯血を確保するための普及啓発を行い、造血幹細胞移植体制の安定的な運営を図る。等					政策体系上の位置付け	基本目標Ⅰ 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標Ⅰ－5 感染症など健康を脅かす疾病を予防・防止するとともに、感染者等に必要な医療等を確保すること																	
予算書との関係	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項)移植医療推進費[平成25年度予算額(案):2,509,033千円]					関連施策	—																	
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	○平成22年に施行された改正後の臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号)のもと、脳死下での臓器提供事例が着実に増加している。このような中、臓器移植が適切に実施されるよう、あっせん業務に従事する者の増員やドナー家族に対する心理的ケアの充実等、あっせん業務体制の整備を図るとともに、移植医療への理解や臓器提供に係る意思表示の必要性について普及啓発に取り組む。 ○「移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律」(平成24年法律第90号)が平成24年に成立し、その早期の施行にむけた制度整備を行っている(施行日は平成26年3月11日までの政令で定める日)。そのような中で造血幹細胞移植を推進するため、骨髄移植のあっせん業務を行うコーディネーターの確保、ドナーや保存さい帯血を確保するための普及啓発等に取り組む。								政策評価実施予定 時期(評価予定表)	<table><tr><td>24</td><td>25</td><td>26</td><td>27</td><td>28</td></tr><tr><td>モニ</td><td>モニ</td><td>実績</td><td>モニ</td><td>モニ</td></tr></table>					24	25	26	27	28	モニ	モニ	実績	モニ	モニ
24	25	26	27	28																				
モニ	モニ	実績	モニ	モニ																				
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値		最新値	年度	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠															
臓器提供意思登録システム現登録者数 ¹ (〔社〕日本臓器移植ネットワーク調べ)	107,634	23年度	前年度以上	毎年度	前年度以上	前年度以上	107,634	23年度	臓器提供に関する意思表示の方法については、従来から公共機関等に設置している「臓器提供意思表示カード(シール)」や医療保険証、運転免許証の裏面に記入する方法に加え、インターネット及びモバイルサイトから手軽に登録することが出来る臓器提供意思登録システムがある。この臓器提供意思登録システムの現在の意思登録者数を測定することで、臓器移植に関する普及啓発の効果の測定ができる。															
骨髄/バンクドナー登録者数 ² (〔公財〕骨髄移植推進財団調べ)	407,871	23年度	前年度以上	毎年度	前年度以上	前年度以上	407,871	23年度	骨髄・末梢血幹細胞移植を推進するにあたっては、ドナーを確保するための普及啓発を行うことが必要となる。当該指標により普及啓発の効果の測定ができる。															
測定指標	目標			目標年度	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠																			
造血幹細胞移植推進法の施行 ³	「移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律」の早期施行			25年度	議員立法により、平成24年9月6日に「移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律」が成立、同年9月12日に公布され、公布の日から1年6月を超えない範囲内で施行することとなっている。期限は平成26年3月11日となるが、早期の施行ができるよう努める。																			
(参考)測定指標	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠																		
臓器提供者数 ⁴ (〔社〕日本臓器移植ネットワーク調べ)	15	5	39	44	—	臓器の提供は、ドナーの善意で行われるものであることなどから、目標値を設定する指標としてなじまないが、臓器移植の現状把握に有用である。																		
造血幹細胞移植件数 ⁵ (〔公財〕骨髄移植推進財団、日本さい帯血バンクネットワーク調べ)	1,993	2,139	2,266	2,378	—	骨髄等の提供は、ドナーの善意で行われるものであることなどから、目標値を設定する指標としてなじまないが、造血幹細胞移植の現状把握に有用である。																		

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		25年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要	達成手段 の目標 (25年度)	施策目標達成への寄与の内容
	23年度	24年度					
(1) 臓器移植対策事業	7.2億円	6.6億円	6.4億円	1	①臓器移植のあっせんに関する事業 重い病気により臓器の機能が低下し、他の治療法がない場合に行う臓器移植を公平に実施するため、臓器移植法第12条に基づくあっせん機関として臓器移植に係る連絡調整等を行う。 ②臓器移植あっせん事業体制の整備に関する事業 適切に脳死判定・臓器提供が行われるよう医療機関の体制整備を支援するとともに、あっせん事業の従事者に対する研修を行う。 ③臓器移植に係る普及啓発に関する事業 広く国民に移植医療の知識や理解を深めてもらうとともに、臓器提供に関する意思表示をしていただける環境を整えるための普及啓発を行う。	①臓器提供意思登録システム現登録者数：前年度以上 ②臓器提供件数：前年度以上 ③臓器移植件数：前年度以上	・臓器提供に関する意思表示の方法については、従来から公共機関等に設置している「臓器提供意思表示カード(シール)」や医療保険証、運転免許証の裏面に記入する方法に加え、インターネット及びモバイルサイトから手軽に登録することが出来る臓器提供システムがある。この臓器提供システムの意思登録者数を測定することで、臓器移植に関する普及啓発の効果の測定ができる。 ・臓器提供件数及び臓器移植件数について、臓器の提供は、ドナーの善意で行われるものであることなどから、目標値の設定に困難な面があるが、臓器移植の現状把握に有用である。
(2) 移植対策(造血幹細胞)事業	18億円	18億円	19億円	2	①骨髄等のあっせんに関する事業 白血病等の治療に有効な骨髄移植や末梢血幹細胞移植を公平に実施するため、第三者機関である骨髄移植推進財団があっせん機関として骨髄移植等に係る連絡調整を行う(国際的なあっせんを含む)。また、骨髄等提供登録者(ドナー)の登録内容の定期的更新等を行う。 ②骨髄移植等に係る普及啓発に関する事業 一人でも多くの患者に骨髄移植等の機会を提供できるよう、骨髄等提供希望者を確保するための普及啓発事業、骨髄等提供希望者への説明を行うボランティアに対する研修事業、ドナー登録会の開催及び低所得者の患者負担金免除事業を行う。	①骨髄移植ドナー登録者数：前年度以上 ②非血縁者間骨髄移植実施数：前年度以上 ③非血縁者間さい帯血移植実施数：前年度以上	・骨髄・末梢血幹細胞移植を推進するにあたっては、ドナーを確保するための普及啓発を行うことが必要となる。当該指標により普及啓発の効果の測定ができる。 ・骨髄等の提供は、ドナーの善意で行われるものであることなどから、目標値の設定に困難な面があるが、造血幹細胞移植の現状把握に有用である。
(3) 移植対策費	0.4億円	0.3億円	0.4億円	1	・適正な臓器移植の実施に必要なガイドライン等の改正に向けた検討を実施するため、各種作業班を開催 ・脳死下での臓器提供事例が発生した際、手続きが適正に行われたかの検証を実施 ・臓器等を提供したドナーに対し臓器提供者等感謝状を送付 ・臓器移植の普及啓発を目的として全国の中学校へ教育用パンフレットを送付	①臓器移植の普及啓発を目的とした全国の中学校への教育用パンフレットの送付 ②臓器等提供者への大臣感謝状贈呈数	・臓器移植の普及啓発に際しては、早い時期から臓器移植に関する知識を身につけ、正しい知識を身につけることが必要である。全国の中学校への教育用パンフレットの配布を行うことで、臓器移植に対する正しい理解を促し、普及啓発をすすめることが期待できる。 ・臓器等提供者に対して、厚生労働大臣感謝状を贈呈している。このような感謝状を通じ、臓器移植への理解とその崇高な心を讃える。

(厚生労働省25(Ⅰ－6－3))

* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名	医薬品の適正使用を推進する（施策目標Ⅰ－6－3）				担当部局名		医薬食品局総務課		作成責任者名		総務課長 松岡 正樹														
施策の概要	本施策は、医薬品の適正使用の普及啓発を推進するために実施しています。				政策体系上の位置付け		基本目標Ⅰ 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標Ⅰ－6 品質・有効性・安全性の高い医薬品・医療機器を国民が適切に利用できるようにすること																		
予算書との関係	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 （項） 医薬品適正使用推進費：医薬品の適正使用の推進に必要な経費（一部） [平成25年度予算額：124,549千円]				関連施策		－																		
施策の背景・枠組み （根拠法令、政府決定、関連計画等）	医薬品の適正使用を推進するべく、医薬分業の推進、薬局における医療事故の発生予防・再発防止、医療技術の高度化・専門分化の進展に対応できる病院・薬局薬剤師の知識及び技能の養成、チーム医療、地域医療に貢献する薬剤師の養成事業を実施しています。								政策評価実施予定 時期(評価予定表)		<table><tr><td>2 4</td><td>2 5</td><td>2 6</td><td>2 7</td><td>2 8</td></tr><tr><td>モ二</td><td>モ二</td><td>実績</td><td>モ二</td><td>モ二</td></tr></table>					2 4	2 5	2 6	2 7	2 8	モ二	モ二	実績	モ二	モ二
2 4	2 5	2 6	2 7	2 8																					
モ二	モ二	実績	モ二	モ二																					
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値		最新値	年度	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠																
1 医薬分業率(全国・地域別)	65%	23年度	前年度以上	毎年度	前年度以上	前年度以上	65%	23年度	医薬分業が進むことによって、薬局の薬剤師による服薬指導等の機会が増え、医薬品の適正使用の啓発が進むと考えられるため、医薬分業率を目標値として設定した。 なお、医薬分業率については、地域の特性等様々な要因があることから、全国一律の数値としての設定は困難であるため、目標値を前年度以上として設定した。																
日本薬剤師会が実施している各種 2 研修・講習会受講者数	3,635人	23年度	前年度以上	毎年度	前年度以上	前年度以上	3,635人	23年度	薬剤師研修を充実させることによって、各種研修・講習会を受講する薬剤師が増加し、薬剤師の知識及び技能が向上することは、医薬品の適正使用の推進に資するものであると考えられるため、当該指標を設定した。																
測定指標	目標			目標年度	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠																				
－	－			－	－																				
(参考)測定指標	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度																				
3 医薬分業率(全国)	59.1%	60.7%	63.1%	64.6%	－																				
4 日本薬剤師会が実施している各種 研修・講習会受講者数	3,328人	3,332人	3,200人	3,635人	－																				

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		25年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要	達成手段 の目標 (25年度)	施策目標達成への寄与の内容
	23年度	24年度					
(1) 医薬品適正使用推進事業 (普及啓発に係る部分)	24百万円	12百万円	11.7百万円		厚生労働省、都道府県、日本薬剤師会及び都道府県薬剤師会の主催で実施する「薬と健康の週間」(毎年10月17日～23日)において、医薬分業の趣旨を盛り込んだポスター及びリーフレットを作成・配布し、医薬品及び薬剤師の役割に関する正しい知識を広く国民に浸透させることにより、保健衛生の維持向上を図る事業。	啓発資材配布数(ポスター54000部、リーフレット95000部) 医薬分業指導者協議会開催回数 1回 の実施	国民への普及啓発を行い、医薬分業率を上昇させ、医薬品の適正使用を推進する。

(厚生労働省25 (I ― 10 ― 2))

* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名	生活習慣の改善等により健康寿命の延伸等を図るとともに、がんによる死亡者の減少を図ること(1―10―2)				担当部局名		健康局がん対策・健康増進課		作成責任者名		がん対策・健康増進課長 宮 嵯 雅 則														
施策の概要	本施策は、生活習慣の改善等により健康寿命の延伸を図るとともに、がんによる死亡者の減少を図るために実施しています。				政策体系上の位置付け		基本目標Ⅰ 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標Ⅰ―10 妊産婦・児童から高齢者に至るまでの幅広い年齢層において、地域・職場などの様々な場所で、国民的な健康づくりを推進すること																		
予算書との関係	本予算は、予算の書の以下の項に対応しています。 (項)健康増進対策費【平成25年度予算額：15,429,326千円】				関連施策		―																		
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	生活習慣の改善については、栄養、運動、休養など9分野70項目の目標を掲げた「21世紀における国民健康づくり運動(健康日本21)」を平成12年から推進してきましたが、平成14年には、健康づくり・疾病予防を更に積極的に推進するため、健康増進法が制定されています。平成24年7月には健康日本21(第2次)が告示され、平成25年度から実施することとしています。 また、がん対策については、がんが国民の疾病による死亡の最大の原因となっている現状並びに平成19年4月に施行された「がん対策基本法」及び同年6月に策定された「がん対策推進基本計画」(平成24年6月変更)を踏まえ、総合的かつ計画的に推進しています。								政策評価実施予定 時期(評価予定表)		<table><tr><td>2 4</td><td>2 5</td><td>2 6</td><td>2 7</td><td>2 8</td></tr><tr><td>モ二</td><td>モ二</td><td>実績</td><td>モ二</td><td>モ二</td></tr></table>					2 4	2 5	2 6	2 7	2 8	モ二	モ二	実績	モ二	モ二
2 4	2 5	2 6	2 7	2 8																					
モ二	モ二	実績	モ二	モ二																					
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値		最新値	年度	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠																
肥満者の割合 ①20～60歳代男性の肥満者の割合 ②40～60歳代女性の肥満者の割合 (出典：国民健康・栄養調査)	①31.2% ②22.2%	平成22年	28% 19%	平成34年度	―	―	①31.7% ②23.0%	平成23年	ライフステージを通して、体重は日本人の主要な疾患や健康状態との関連が強く、肥満は循環器疾患、がん、糖尿病等の生活習慣病との関連があるため、重要な指標として当該指標を設定した。また、肥満は近年増加傾向にあるが、自然増により見込まれる肥満者の割合を15%程度減少させた値として、健康日本21(第2次)において本目標値を設定した。 (健康日本21(第2次)のURL：http://www.kenkounippon21.gr.jp/kenkounippon21/about/index.html)																
日常生活における歩数の増加(20～64歳) (出典：国民健康・栄養調査)	男性 7,841歩 女性 6,883歩	平成22年	男性 9,000歩 女性 8,500歩	平成34年度	―	―	男性 7,935歩 女性 7,233歩	平成23年	歩数(身体活動量)は、過去10年間で減少傾向にあり、将来の生活習慣病発症や社会生活機能低下の一因として強く懸念されるため、当該指標を設定した。また、歩数を1日1, 500歩増加させることにより、非感染性疾患の発症・死亡リスクが低下するという研究があるため、これを踏まえた値として、健康日本21(第2次)において本目標値を設定した。 (健康日本21(第2次)のURL：http://www.kenkounippon21.gr.jp/kenkounippon21/about/index.html)																
がんの年齢調整死亡率(75歳未満)の減少 (出典：人口動態調査)	人口10万 対 84.3人	平成22年	人口10万 対 73.9人	平成27年	―	―	人口10万 対 83.1人	平成23年	がんは、日本で昭和56年より死因の第1位であり、生涯のうちに約2人に1人ががんにかかると推計されている。このため、がん対策推進基本計画に基づく総合的な対策の推進により、年間調整死亡率を引き下げることが重要であることから、当該目標を設定した。また、年間調整死亡率は減少傾向であるが、昨今は減少傾向が鈍化していることから、平成19年に掲げた10年間の目標をそのまま踏襲した値として、がん対策基本計画において本目標値を設定した。 (がん対策推進基本計画のURL：http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/gan_keikaku.html)																
測定指標	目標			目標年度	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠																				
食事による栄養摂取量の基準(告示)の改定作業	食事による栄養摂取量の基準を改定			平成26年度	食事による栄養摂取量の基準(以下、「食事摂取基準」)は5年ごとに改定作業を行っており、平成27年度から使用する「食事摂取基準(2015年版)」は、高齢化の進展や糖尿病有病者数の増加等を踏まえ、生活習慣病の発症予防に加えて、重症化予防も視野に入れて基準を改定する。食事摂取基準は、健康増進法第30条の2第3項に基づき、変更したときは、遅延なく公表する必要がある。																				

(参考)測定指標		平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度			
—		—		—		—		—		—			

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		25年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要	達成手段 の目標 (25年度)	施策目標達成への寄与の内容
	23年度	24年度					
(1) 健康増進事業 (平成20年度)	12.3億円	9.2億円	8.2億円	1,2,3	健康教育、健康診査やがん検診などを実施する。	糖尿病、がん等の生活習慣病の予防	糖尿病、脂質異常症、喫煙に関する健康教育、健康診査やがん検診などを実施することにより、肥満者の増加を抑制し、がん、糖尿病などの生活習慣病の予防を図る。
健康的な生活習慣づくり重点化事業 (2) 業(糖尿病予防戦略事業) (平成17年度)	0.4億円	0.4億円	0.9億円	1	運動施設等を活用した肥満予防・改善のための体験機会の提供や民間産業と連携したメニュー改善に向けた取組を推進する。また、親子ワークショップ、講演会等の開催並びに民間産業、商店街等と連携した糖尿病予防対策等を実施する。	肥満者の割合の減少	健康的な生活習慣づくり重点化事業を実施することにより、健全な食習慣と運動習慣の形成と、周囲による支援の促進や食生活の改善を継続的に進められる環境整備などが図られ、肥満者の増加抑制に寄与することが見込まれる。
(3) 「Smart Life Project」の推進 (平成23年度)	0.7億円	0.9億円	0.6億円	2	国民の生活習慣を改善し、健康寿命の延伸を目的とし、「適度な運動」等に焦点をあて展開している国民運動であり、プロジェクトの趣旨に賛同する企業・団体等を増やし、企業・団体等による啓発活動を通じて、より多くの人々の行動変容を促すためのイベントなどの取組を進める。	健康づくりに関する活動に取り組み、自発的に情報発信を行う企業登録数:1, 000社	歩数の増加がNCD発症・死亡リスクの減少に繋がることが大規模前向き研究のメタ解析で示唆されていることから、歩数の増加は生活習慣の改善及び健康寿命の延伸に寄与する。
(4) がん検診推進事業 (平成21年度)	116.3億円	104.9億円	72.6億円	3	受診勧奨事業の方策の1つとして、節目年齢の方を対象とし、乳がん、子宮頸がん及び大腸がん検診の無料クーポン券等を送付し、がん検診の重要性や検診方法の理解を促すとともに、検診受診率の向上を図る。	がん検診受診率の向上	節目年齢の方が無料で検診を受けることができる乳がん、子宮頸がん及び大腸がん検診の体制を整備することで、がんによる死亡リスクの軽減を図る。
(5) たばこ対策促進事業 (平成17年度)	0.4億円	0.4億円	0.4億円	3	喫煙が関与する生活習慣病は、生活習慣を改善することにより病気の発症や重症化を予防することができるため、未成年者や子どもへの影響の大きい父母等に対する喫煙防止(講習会等)等を行うことにより、生活習慣の改善による健康増進を図る。	喫煙率の減少	たばこの健康に及ぼす悪影響の知識の啓発等を行うことで、がんを始めとした生活習慣病の発症や重症化を予防を図る。

「厚生労働省における事後評価の実施に関する計画（案）（平成25年度）」別紙1

③福祉・年金WG関係

(厚生労働省25(Ⅶ－3－1))

* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名	災害に際し応急的な支援を実施すること(施策目標Ⅶ-3-1)					担当部局名	社会・援護局災害救助・救援対策室		作成責任者名	災害救助・救援対策室長 西川 隆久														
施策の概要	本施策は、災害時の被災者等に対し適切な福祉サービスを提供するために行ってます					政策体系上の位置付け	基本目標Ⅶ ナショナル・ミニマムを保障し、利用者の視点に立った質の高い福祉サービスの提供等を図ること 施策大目標3 災害時の被災者等に対し適切な福祉サービスを提供すること																	
予算書との関係	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項)災害救助法等に必要な経費(一部) 「災害救助法」に基づき、都道府県が支弁する応急救助費の一部負担 [平成25年度予算額案:一般会計 2億円、復興特別会計 529億円]					関連施策	－																	
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	災害救助法(昭和22年法律第118号)により、国は災害に対して、地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に必要な救助を行い、被災者の保護と社会の秩序の保全を図ることとされています。								政策評価実施予定 時期(評価予定表)	<table><tr><td>2 4</td><td>2 5</td><td>2 6</td><td>2 7</td><td>2 8</td></tr><tr><td>モ二</td><td>モ二</td><td>実績</td><td>モ二</td><td>モ二</td></tr></table>					2 4	2 5	2 6	2 7	2 8	モ二	モ二	実績	モ二	モ二
2 4	2 5	2 6	2 7	2 8																				
モ二	モ二	実績	モ二	モ二																				
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値		最新値	年度	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠															
					24年度	25年度																		
	災害が発生し又は発生する恐れが 1 生じ、災害救助法が適用された場合における避難所の設置状況	－	毎年度	100%	毎年度	100%	100%	100%		23年度	災害が発生し、災害救助法が適用されるような場合(災害が発生する恐れがある場合も含む)においては、避難所を設置し、被災者等の安全を確保する必要があるため、本指標を設定し、目標を毎年度100%とした。													
2 被害が発生してから避難所が設置されるまでの時間	－	－	－	－	－	－	－	－	災害発生時には、速やかに避難所を設置し、被災者等の安全を確保する必要があるため、本指標を設定した。 なお、災害の規模等様々な条件により、避難所設置までの時間が異なり、一律に評価することは困難なことに留意。															
測定指標	目標			目標年度	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠																			
	－			－	－																			
(参考)測定指標	平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度															
－	－		－		－		－		－															

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		25年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要	達成手段 の目標 (25年度)	施策目標達成への寄与の内容
	23年度	24年度					
(1) 災害救助費等負担金	4,579億円 (4,579億円)	1,098億円 ・一般 8億円 ・復興 1,090億円	531億円 ・一般 2億円 ・復興 529億円	1.2	災害に際して地方公共団体等が行った災害救助等に要する費用の一部を国が負担する。	災害救助法に基づき、災害に際して地方公共団体等が行った災害救助等に要する費用の一部を国が負担するものであり、成果指標の設定になじまない	地方公共団体等が行う災害救助に対し、財政支援を行う。

(厚生労働省25(Ⅶ-5-2))

* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名	戦没者の遺骨の帰還等を行うことにより、戦没者遺族を慰藉する(施策目標Ⅶ－5－2)					担当部局名	社会・援護局援護企画課外事室		作成責任者名	援護企画課外事室長 山口昌巳														
施策の概要	本施策は、戦没者の遺骨の帰還及びDNA鑑定による身元確認を迅速かつ適切に行うとともに、旧主要戦域等で、慰霊巡拝、慰霊碑の維持管理等を適切に行うために実施しています。					政策体系上の位置付け	基本目標Ⅶ ナショナル・ミニマムを保障し、利用者の視点に立った質の高い福祉サービスの提供等を図ること 施策大目標5 戦傷病者・戦没者遺族の援護、中国残留邦人等の支援を行うとともに、旧陸海軍の残務を整理すること																	
予算書との関係	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項)戦没者慰霊事業費[平成25年度予算(案)額:2,005,556千円]					関連施策	—																	
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	戦没者遺族の慰藉を目的として、戦没者の遺骨の帰還等の迅速かつ適切な実施、慰霊巡拝、慰霊友好親善事業の着実な実施及び慰霊碑の適切な維持管理等を行います。 ・厚生労働省設置法(平成11年法律第97号) ・「米国管理地域における戦没者の遺骨の送還慰霊等に関する件」(昭和27年10月23日閣議了解) ・衆議院海外同胞引揚及び遺家族援護に関する調査特別委員会における海外諸地域等に残存する戦没者遺骨の収集及び送還等に関する決議(昭和27年6月16日)								政策評価実施予定 時期(評価予定表)	<table><tr><td>2 4</td><td>2 5</td><td>2 6</td><td>2 7</td><td>2 8</td></tr><tr><td>モ二</td><td>モ二</td><td>実績</td><td>モ二</td><td>モ二</td></tr></table>					2 4	2 5	2 6	2 7	2 8	モ二	モ二	実績	モ二	モ二
2 4	2 5	2 6	2 7	2 8																				
モ二	モ二	実績	モ二	モ二																				
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値		最新値	年度	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠															
1 慰霊巡拝参加者のうち、「満足した」と答える者の割合	81%	平成23年度	85%以上	毎年度	85%以上	85%以上	81%	平成23年度	・慰霊巡拝事業は、遺骨帰還事業を補完し、戦没者遺族の慰藉を目的として、旧主要戦域等で戦没者を慰霊する事業である。したがって、その事業目的に鑑み、戦没者遺族から満足度を調査し、より有意義な慰霊とするため、当該数値を測定する。 ・慰霊巡拝事業で、より多くの戦没者遺族が慰藉されるよう努めることにしていることから、慰霊巡拝参加者のうち、「満足した」と答えた者の割合が85%以上となるよう目標値を定めている。															
2 遺骨収容又は送還を行った地域数	11	平成23年度	3年の平均地域数以上	毎年度	平成21年度から平成23年度の平均地域数以上	平成22年度から平成24年度の平均地域数以上	11	平成23年度	・先の大戦における戦没者の御遺骨は、戦後65年以上を経過した現在でもその多くが海外諸地域等に残されており、より多くの地域で御遺骨を着実に収容・送還することが遺族の慰藉に寄与することから、当該数値を測定する。 ・遺骨帰還事業は、寄せられた情報に基づき遺骨帰還団を派遣し収容を実施しており、寄せられた情報量や相手国の事情によって地域数が左右されるため、戦没者遺骨を迅速かつ着実に収容・送還する指標として、3年間の平均地域数以上を目標とする。															
3 慰霊碑の維持管理等実施地域数	26	平成23年度	前年度に比べ地域数を増加	毎年度	27以上	前年度に比べ地域数を増加	26	平成23年度	・慰霊碑の維持管理等事業とは、旧主要戦域ごとに中心となるべき地域1箇所に建立した戦没者慰霊碑について適切な維持管理等を行うとともに、旧ソ連地域に小規模慰霊碑を建立する事業であり、より多くの地域で慰霊碑が適切な状態にあることなどが遺族の慰藉につながるため、当該数値を測定し、前年度に比べ地域数を増加させることを目標とする。															
測定指標	目標			目標年度	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠																			
—	—			—	—																			
(参考)測定指標	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度																			
1 遺骨帰還等の実施数(回)	23	44	51	58	集計中																			
2 収容遺骨数(柱)	2,038	8,965	8,097	1,983	集計中																			
3 慰霊巡拝実施数(回)	14	12	14	13	集計中																			

達成手段 (開始年度)		補正後予算額(執行額)		25年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要	達成手段 の目標 (25年度)	施策目標達成への寄与の内容
		23年度	24年度					
	(1) 戦没者追悼式挙行等事業 (①昭和38年度、②昭和39年度)	1.4億円 (1.4億円)	1.4億円	1.4億円	—	①全国戦没者追悼式 昭和38年から毎年8月15日に国家行事による戦没者の追悼行事として日本武道館で、天皇皇后両陛下御臨席のもとに実施している。式典は宗教的儀式を伴わないものとされ全国から遺族代表を国費で参列させることとしている。 ②千島ヶ淵戦没者墓苑拝礼式 海外戦没者遺骨帰還等により新たに持ち帰られた遺骨で遺族に引き渡すことのできない遺骨の納骨を行うとともに、併せて墓苑に納められている遺骨に対し拝礼を行うため、厚生労働省主催により昭和40年以降毎年春に皇族の御臨席をいただき実施している。	—	・全国戦没者追悼式や千島ヶ淵戦没者墓苑拝礼式を実施することで、戦没者遺族の慰藉につながると見込んでいる。
	(2) 海外未送還遺骨情報収集事業 (平成18年度)	1.1億円 (0.5億円)	1.2億円	1.3億円	2	南方地域(フィリピン、東部ニューギニア、ビスマーク・ソロモン諸島、インドネシア)及び旧ソ連地域に残存する日本人戦没者の遺骨の情報について、日本国内や現地で情報を収集し、遺骨情報に基づいた調査を行う。	遺骨収容又は送還を行った地域数 過去3年の平均地域数以上	・残存する日本人戦没者の遺骨情報を収集し、先の大戦による海外日本人戦没者の遺骨帰還等の計画的な実施を図ることにより、戦没者遺族の慰藉につながると見込んでいる。
	(3) 遺骨帰還関連事業 (昭和27年度)	5.4億円 ※内繰越等 2.0億円 (3.4億円)	2.6億円	2.6億円	2	戦没者の遺骨帰還は、昭和27年度から南方地域で開始され、平成3年度からは旧ソ連地域での抑留中死亡者についても遺骨帰還が可能となった。これまでに約33万柱の遺骨が収容され、陸海軍部隊や一般邦人の引揚者が持ち帰ったものを含めると、海外戦没者約240万人のうちの約半数(約127万柱)が送還されている。 相手国の事情や海没その他の自然条件等により収容ができない地域等が残されているが、今後も現地政府などからの残存遺骨情報の収集に努め、遺骨帰還を実施することとしている。相手国の事情により遺骨帰還ができない国には、外務省と連携し遺骨帰還の実現に向けて努力しているところである(一部補助事業 補助率 10/10)。	遺骨収容又は送還を行った地域数 過去3年の平均地域数以上	・戦没者の遺骨を迅速かつ着実に帰還させることにより、戦没者遺族の慰藉につながると見込んでいる。
	(4) 遺骨伝達等事業 (昭和26年度)	4.2億円 ※内繰越等 3.1億円 (1.5億円)	2.7億円 ※内繰越等 1.3億円	1.3億円	—	海外等で収容された先の大戦による戦没者の遺骨については、遺留品調査等により身元が特定された場合に遺族へ伝達し、平成15年度以降は遺骨から有効なDNAを抽出できるなど一定の条件を満たす場合に、希望する遺族に対しDNA鑑定を実施し、身元特定に至った場合も同様に伝達している。遺族に引き渡すことのできない遺骨は、国内で焼骨後、千島ヶ淵戦没者墓苑に納骨している。また、当局保管の朝鮮半島出身旧軍人軍属の遺骨については韓国及び北朝鮮政府に送還するものであり、基本的に合意している韓国政府に対して遺骨を送還している。	—	・戦没者の遺骨をDNA鑑定や遺留品調査等により、身元特定を行い遺族に返還することで、戦没者遺族の慰藉につながると見込んでいる。
	(5) 慰霊巡拝事業 (昭和51年度)	0.5億円 (0.5億円)	0.5億円	0.6億円	1	先の大戦で旧主要戦域となった地域で、政府職員が戦没者遺族とともに戦没者の戦没地点付近や国が建立した海外戦没者慰霊碑を訪れて、現地追悼式などを行い戦没者の慰霊を行う(一部補助事業 補助率1/3)。	慰霊巡拝参加者のうち「満足した」と答える者の割合 85%以上	・旧主要戦域や遺骨帰還が望めない海域等で戦没者遺族等が戦没者を慰霊することで、戦没者遺族の慰藉につながると見込んでいる。
	(6) 慰霊友好親善事業 (平成3年度)	2.7億円 (2.7億円)	2.7億円	2.7億円	—	先の大戦による戦没者の遺児が、旧主要戦域を巡拝し、戦没者の慰霊追悼を行うとともに、旧主要戦域の関係者との友好親善のための記念事業(教育施設への学用品等の寄贈、公共施設等の清掃、現地戦争犠牲者との交流会、記念植樹)を行う(定額補助)。	—	・戦没者の遺児と主要戦域等の人々との友好親善を図り、相互理解を深めることで、戦没者遺児の慰藉につながると見込んでいる。

	(7) 慰霊碑の維持管理等事業 (昭和45年度)	0.3億円 (0.2億円)	0.6億円	0.5億円	3	硫黄島及び海外14か所に建立した戦没者慰霊碑について、民間団体等や建立地の相手国関係機関等に慰霊碑の維持管理等を委託する。また、旧ソ連地域に抑留中死亡者の小規模慰霊碑を建立する。 なお、経年劣化等により補修の必要な慰霊碑について、計画的に調査を行い補修工事を行うこととしている。	慰霊碑の維持管理等実施地域数 前年度に比べ地域数を増加	・戦没者慰霊碑等について維持管理を行い、旧ソ連地域に小規模慰霊碑を建立することで、戦没者遺族の慰藉につながると見込んでいる。
	(8) 民間建立慰霊碑等整理事業 (平成15年度)	0.1億円 (0.1億円)	0.1億円	0.1億円	—	企画競争により委託先の選定を行い、過去の慰霊碑整理事業実施状況等を考慮し、実施地域に建立されている民間建立慰霊碑等の情報について、可能な限り国内における調査、情報収集を充実させ、相手国や関係団体、建立者等と協議し、内容を精査・整理したうえで、現地を訪問し慰霊碑等の移設等の整理や補完調査を行う。	—	・民間団体等が海外に建立した日本人戦没者の慰霊碑等のうち、維持管理状況が不良である慰霊碑について、建立者等へ維持管理の指導を行い、必要に応じ、整理事業を行うことで、戦没者遺族の慰藉につながると見込んでいる。
	平和を祈念するための硫黄島 (9) 特別対策事業 (平成23年度)	12億円	10億円	10億円	1, 2	従来を取組を抜本的に見直し、科学的手法による壕、御遺骨の調査を拡大するとともに、自衛隊の協力や若者を含めたボランティア等のより多くの参加を得て、人員、重機等を大幅に拡充し、3年程度集中的に遺骨帰還事業を実施する(一部補助事業 補助率10／10・1／3)。	—	・戦没者の遺骨を迅速かつ着実に帰還させることにより、戦没者遺族の慰藉につながると見込んでいる。

(厚生労働省25(Ⅸ－1－3))

* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名	企業年金の健全な育成を図ること(施策目標Ⅸ－1－3)				担当部局名	年金局企業年金国民年金基金課		作成責任者名	企業年金国民年金基金課長 渡辺由美子														
施策の概要	本施策は、企業年金制度等の健全な育成を図るために実施しています。				政策体系上の位置付け	基本目標Ⅸ 高齢者ができる限り自立し、生きがいをもち、安心して暮らせる社会づくりを推進すること 施策大目標1 老後生活の経済的自立の基礎となる所得保障の充実を図ること																	
予算書との関係	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項)企業年金等健全育成費〔平成25年度予算額:13,761千円〕 ※平成22年度までは(項)企業年金等普及促進費(一部)				関連施策	—																	
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	企業年金等(厚生年金基金、確定給付企業年金、確定拠出年金及び国民年金基金をいう。以下同じ。)は、国民の老後の生活設計の柱である公的年金とあいまって高齢期における所得確保を図るための制度です。 少子高齢化が進展する現在の状況においては、国民の自主的な努力を国として支援することも非常に重要であり、国民の老後の所得保障の多様なニーズに応える企業年金等の役割は、今後益々増していくものと考えています。このため、日頃から関係者と意見交換を行い、経済情勢や制度の運営状況に応じた制度改善のニーズを把握し、制度の健全な育成を図っていく必要があります。 【根拠法令等】 ○厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第1条、第106条 ○確定給付企業年金法(平成13年法律第50号)第1条 ○確定拠出年金法(平成13年法律第88号)第1条 ○国民年金法(昭和34年法律第141号)第1条、第115条							政策評価実施予定 時期(評価予定表)	<table><tr><td>2 4</td><td>2 5</td><td>2 6</td><td>2 7</td><td>2 8</td></tr><tr><td>モニ</td><td>モニ</td><td>実績</td><td>モニ</td><td>モニ</td></tr></table>					2 4	2 5	2 6	2 7	2 8	モニ	モニ	実績	モニ	モニ
2 4	2 5	2 6	2 7	2 8																			
モニ	モニ	実績	モニ	モニ																			
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値		最新値	年度	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠														
1 企業年金等の加入者数	1,723万人	平成23年度	1,910万人	平成25年度	1,820万人	1,910万人	1,723万人	平成23年度	持続可能な企業年金制度を構築することにより、より多くの企業が企業年金を実施することが期待され、企業又は従業員の自主的な努力により、老後生活の基礎となる経済的自立の基礎となる所得保障の充実を図るため。 持続的に企業年金を実施する企業が増加することを見込んだ目標値としている。														
測定指標	目標			目標年度	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠																		
2 持続可能な企業年金制度の構築	必要な制度改正			平成25年度	平成25年の国会に法案を提出することで企業年金等の制度改善を行い、持続可能性のある企業年金制度を構築することにより、老後生活の基礎となる経済的自立の基礎となる所得保障の充実が図られるため。																		

(参考)測定指標		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度						
3 確定給付企業年金の加入者数		570万人		647万人		727万人		801万人		－						
4 確定拠出年金の加入者数		321万人		352万人		384万人		433万人		－						
5 厚生年金基金の加入員数		466万人		460万人		447万人		437万人		－						
6 国民年金基金の加入員数		61万人		58万人		55万人		52万人		－						
7 確定給付企業年金の規約件数		5,008件		7,405件		10,067件		14,377件		－						
8 企業型確定拠出年金の規約件数		3,043件		3,301件		3,705件		4,135件		－						
達成手段 (開始年度)		補正後予算額(執行額)		25年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要					達成手段 の目標 (25年度)	施策目標達成への寄与の内容				
		23年度	24年度													
(1) 企業年金等の健全な育成に必要な経費		0.11億円 (0.05億円)	0.12億円	0.14億円	1,2,3,4,5,6,7,8,	企業年金等の健全な育成を図るため、次の事業を行う。 ○企業年金等の業務報告書等集計 法令に基づき、基金又は事業主から提出される業務報告書等の集計を行う。 ○企業年金制度等の調査研究 将来の企業年金制度等のあり方について検討を行う。 ○企業年金制度等の周知 企業年金制度等の改善事項について事業主等に周知を行う。					－	企業年金等からの報告のとりまとめや関係者との意見交換を行い、経済情勢や制度の運営状況に応じた制度改善のニーズを把握し、制度改善や普及促進に努めることで、企業年金等の健全な育成に寄与する。				

(厚生労働省25 (X I－1－1))

* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名	国立試験研究機関の適正かつ効果的な運営を確保すること」について(施策目標ⅩⅠ－1－1)				担当部局名		大臣官房厚生科学課		作成責任者名		厚生科学科長 福島靖正													
施策の概要	本施策は、次の柱に実施しています。 ・国立医薬品食品衛生研究所の適正かつ効果的な運営を確保すること ・国立保健医療科学院の適正かつ効果的な運営を確保すること ・国立社会保障・人口問題研究所の適正かつ効果的な運営を確保すること ・国立感染症研究所の適正かつ効果的な運営を確保すること				政策体系上の位置付け		基本目標ⅩⅠ 国民生活の向上に関わる科学技術の振興を図ること 施策大目標1 国立試験研究機関の適正かつ効果的な運営を確保すること」について																	
予算書との関係	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項)厚生労働本省試験研究所試験研究費 国立医薬品食品衛生研究所の試験研究に必要な経費(全部)[平成25年度予算額:882百万円] 国立保健医療科学院の養成訓練及び試験研究に必要な経費(全部)[平成25年度予算額:386百万円] 国立社会保障・人口問題研究所の試験研究に必要な経費(全部)[平成25年度予算額:108百万円] 国立感染症研究所の試験研究に必要な経費(全部)[平成25年度予算額:1,818百万円]				関連施策		－																	
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	○ 国立試験研究機関は、厚生労働省設置法(平成11年法律第97号)により設置された、国立の研究機関です。 (1)国立医薬品食品衛生研究所 ○目的:医薬品・医療機器、食品、食品添加物及び化学物質等について、品質・安全性及び・有効性を正しく評価するための試験・研究・調査を行い、研究成果を広く社会に提供し、国民の福祉の向上に寄与すること。 ○事業:医薬品・医療機器分野、食品分野、安全性・生活関連・情報分野における、品質・有効性・安全性、健康被害の防止等の観点から研究・試験、検査及び評価、分析法の確立、情報提供等 (2)国立保健医療科学院 ○目的:国及び地方公共団体等において保健医療、生活衛生及び社会福祉等の業務に関連する人に対し、専門的な教育を行い、保健医療等の向上及び改善を図ること。これらの調査及び研究を行うこと。 ○事業:保健医療、生活衛生、社会福祉施策を運営するための専門技術等について業務に携わる自治体職員等に対する研修及びこれらに関わる各種政策課題への対応や改善の科学的根拠等を示すための研究等 (3)国立社会保障・人口問題研究所 ○目的:人口研究、社会保障研究はもとより、人口・経済・社会保障の間の関連について調査研究を行い、社会保障に関連する政策の立案、評価に資するとともに、研究成果を広く社会に提供し、国民の福祉の向上に寄与すること。 ○事業:国の社会保障制度をはじめとする各種施策立案の基礎資料として、将来人口推計や社会保障給付費の推移等の公表及び人口・社会保障に関する研究を実施。 (4)国立感染症研究所 ○目的:感染症等の病原及び病因の検索、予防治療方法の研究並びに細菌学的及び生物学的試験検査研究を行い、研究成果等を広く社会に提供し、国民の福祉の向上に寄与すること。 ○事業:感染症等の病原及び病因の検索、予防治療方法の研究並びに細菌学的及び生物学的試験研究、生物学的製剤、抗菌性物質及びその製剤、消毒剤、殺虫剤及び殺鼠剤の生物学的検査等							政策評価実施予定 時期(評価予定表)		<table><tr><td>24</td><td>25</td><td>26</td><td>27</td><td>28</td></tr><tr><td>モ二</td><td>モ二</td><td>実績</td><td>モ二</td><td>モ二</td></tr></table>					24	25	26	27	28	モ二	モ二	実績	モ二	モ二
24	25	26	27	28																				
モ二	モ二	実績	モ二	モ二																				
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値		最新値	年度	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠															
国立医薬品食品衛生研究所における研究課題評価(3年に1度実施) ※総合評点は5点満点で、3点で「良好」の評価	平均3.5点以上	3年間	平均3.5点以上	3年間	3.5点以上	－	4.1点	平成24年度	・外部の専門家による評価については、あらかじめ定められたルールの下で、評価委員会を組織して行っていることから、客観的な評価を集中的かつ効率的に実施することができる。 ・また、国立試験研究機関における研究は、その期間が複数年にわたる研究が数多くあることから、複数年年度ごとに評価することが有効である。 ・なお、評価結果の公表は各機関におけるホームページ等において行っているところである。															
国立保健医療科学院における研究課題評価(3年に1度実施) ※総合評点は5点満点で、3点で「良好」の評価	平均3.5点以上	3年間	平均3.5点以上	3年間	－	3.5点以上	3.5点	平成22年度																
国立社会保障・人口問題研究所における研究課題評価(3年に1度実施) ※総合評点は5点満点で、3点で「良好」の評価	平均3.5点以上	3年間	平均3.5点以上	3年間	3.5点以上	－	4.2点	平成24年度																
国立感染症研究所における研究課題評価(3年に1度実施) ※総合評点は5点満点で、3点で「良好」の評価	平均3.5点以上	3年間	平均3.5点以上	3年間	－	3.5点以上	4.3点	平成22年度																

測定指標	目標		測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠				
		目標年度					
—	—	—	—				
(参考)測定指標	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度		
—	—	—	—	—	—		
達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		25年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要	達成手段 の目標 (25年度)	施策目標達成への寄与の内容
	23年度	24年度					
(1) 試験研究所試験研究事業	3,584百万 円	3,560百万 円	3,193百万円	1～4	・各試験機関に外部の専門家による評価委員会を設置しており、研究課題に係る事前評価等を行い、国民の福祉の向上を図るため研究成果の高い研究計画を策定する。	研究課題評価について基準値を上回る目標値を設定	・外部の専門家による評価については、あらかじめ定められたルールの下で、評価委員会を組織して行っていることから、客観的な評価を集中的かつ効率的に実施することができる。 ・また、国立試験研究機関における研究は、その期間が複数年にわたる研究が数多くあることから、複数年ごとに評価することが有効である。 ・なお、評価結果の公表は各機関におけるホームページ等において行っているところである。